

喜茂別町障がい者計画・

第3期障がい福祉計画

支えあい、認めあい、一人ひとりの自分らしさを大切にする まちづくり



平成24年3月
北海道 喜茂別町

表紙の絵

吉田 真博氏（昭和53年生まれ、喜茂別町出身）の作品

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	5
1 計画策定の背景.....	5
(1) 国の動き.....	5
(2) 北海道の動き.....	7
(3) 町の動き.....	8
2 計画策定の期間等.....	9
(1) 計画の期間.....	9
(2) 障がい者計画と障がい福祉計画の関係.....	10
(3) 位置づけ.....	10
3 道計画における圏域設定について.....	11
4 関連する法令・計画等.....	11
5 計画の対象者.....	12
6 計画の策定体制.....	12
第2章 障がい者を取り巻く現状.....	13
1 人口の動向.....	13
(1) 人口の推移.....	13
(2) 人口構成の推移.....	14
2 障がい者の現状.....	15
(1) 障がい者等の概況.....	15
(2) 身体障がい者.....	17
(3) 知的障がい者.....	19
(4) 精神障がい者.....	19
(5) 障がい児.....	20
(6) その他難病等.....	21
(7) 障がい者等に対する経済的支援状況.....	21
3 環境整備の状況.....	22
(1) 公共施設のバリアフリー化の状況.....	22
(2) ボランティア活動の状況.....	23
(3) サービス提供事業所.....	24

4 聞き取り調査からの課題	25
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 計画の基本理念（めざす姿）	27
2 基本目標（施策展開の基本方向）	28
(1) 地域における生活支援	28
(2) 自立と社会参加の促進	28
(3) 支えあうまちづくり	28
3 施策の体系	29
第4章 分野別施策の展開	31
1 地域における生活支援	31
(1) 相談支援と権利擁護の推進	31
(2) 保健・医療の充実	36
(3) 生活支援の充実	38
2 自立と社会参加支援	42
(1) 療育・教育の充実	44
(2) 雇用・就労の促進	47
(3) 社会参加の促進	49
3 支えあうまちづくり	51
(1) こころのバリアフリー	51
(2) やさしいまちづくり	53
第5章 障がい福祉計画	57
1 基本的な考え方	57
2 障がい福祉サービスの実施状況	58
(1) 居住系サービス	58
(2) 日中活動系サービス	60
(3) 居宅生活支援サービス	63
(4) 相談支援等	64
(5) 地域生活支援事業	64
(6) その他の事業	65
3 平成 26 年度の数値目標	66

(1) 施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標	66
(2) 福祉施設から一般就労への移行	67
(3) 就労移行支援事業の利用者数	67
(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	68
4 サービスの見込み量	69
(1) 日中活動系サービス	69
(2) 居住系サービス量の見込み	72
(3) 訪問系サービス量の見込み	73
(4) その他のサービス	74
(5) サービス提供の考え方	77
5 地域生活支援事業の実施内容と見込み量	78
(1) 地域生活支援事業のサービスの実施内容	78
(2) 地域生活支援事業の見込み量	81
(3) 地域生活支援事業のサービス提供体制	82
第6章 計画の推進	83
資料編	85
(1) 用語解説	85
(2) 委員会名簿	93
(3) 計画策定経過	93

「障害」の表記について

本計画において、本計画の名称と人や人の状況を表す場合は「障害」を「障がい」の表記に変更しました。

ただし、法令や固有名称、組織名、現計画名、事業制度等の固有名称、医学的用語等は従前どおりとします。

また、主管課長会議資料などに掲載された図中の「障害者」等についても、「障害」表記のままとしました。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国の動き

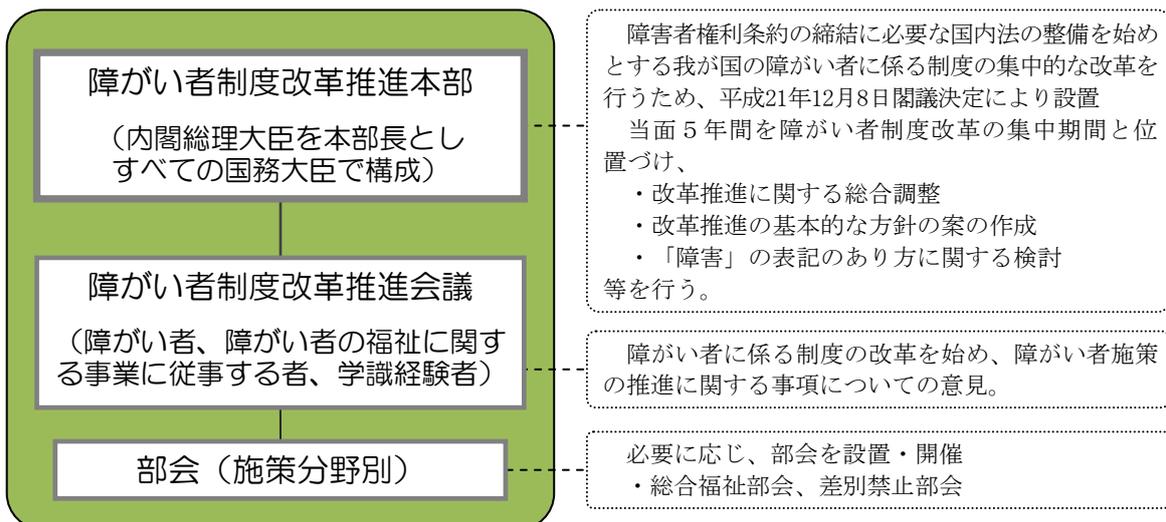
国では、障がい者制度全般についての改革が行われようとしています。

平成18年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」の批准を見据えて、平成21年からの当面5年間を制度改革の集中期間としており、全国務大臣からなる「障がい者制度改革推進本部」を設置するとともに、「障がい者制度改革推進会議」、「同・総合福祉部会」による障がい者施策全般にわたる制度改革に向けた協議が精力的に進められています。

平成22年1月には、障害者自立支援法違憲訴訟の原告団・弁護団と国との基本合意文書が取り交わされ、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実施することで合意に至りました。

障害者自立支援法に代わる新法「障害者総合福祉法（仮称）」に関する議論は、平成23年8月末に総合福祉部会としての骨格提言がとりまとめられ、これを受けて国が法案の作成を進めていましたが、平成24年2月、自立支援法の廃止は見送り、法律名を変える法改正で対応する案が、国（厚生労働省）から示されました。

障がい者制度改革の推進体制



資料) 内閣府「平成23年度版障害者白書」

このような議論と並行しながら、障がいに関する法律が成立又は改正されています。

- ①. 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の公布・施行

障害者自立支援法については、平成22年12月に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）」に基づき改正が行われています。

■整備法による障害者自立支援法等の主な改正内容

項目	主な内容
①利用者負担の見直し	・利用者負担について、応能負担を原則に ・障がい福祉サービスと補装具の利用負担を合算し負担軽減
②障がい者の範囲の見直し	・発達障がい障がい者自立支援法の対象となることを明確化
③相談支援の充実	・相談支援体制の強化 ・支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大
④障がい児支援の強化	・児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実 ・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 ・在園期間の延長措置の見直し
⑤地域における自立した生活のための支援の強化	・グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 ・重度の視覚障がい者の移動を支援するサービスの創設

■整備法による各改正事項の施行期日

項目	施行期日
障がい者の範囲の見直し	公布日
・グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 ・重度の視覚障がい者の移動を支援するサービスの創設（同行援護の創設）	平成23年10月1日
その他の事項	平成24年4月1日

■児童デイサービスの見直しについて

項目	現状	見直し後
問題点	療育を目的としたサービスであるものの、実際は、療育サービスと放課後対策的なサービスが混在	療育を必要とする児童⇒児童発達支援事業 放課後対策、レスパイト⇒放課後等デイサービス
対象者	国庫補助の対象児童を年齢で限定。早期療育の効果の高い範囲として、「幼児を原則とし、小学生も可」としている。	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童。就学前児童を原則とするが、小学生から18歳未満の児童も可とする(年齢要件なし)。
事業内容	日常生活における基本的な動作の指導及び集団への適用訓練。	療育目標を設定した個別プログラムの策定及び評価。指導員等による児童への個別指導を1日に一定時間以上行う。 個別プログラムに沿った集団療育を行う。

②. 障害者基本法の改正について

障害者基本法の改正に関しては、「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成23年8月5日に公布、一部を除いて同日に施行されることとなりました。

改正障害者基本法においては、その第1条で「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現する」ことを目的とする法律であることが明確化されました。

また、障がい者の定義を、障がい（機能障がい）のみで捉えるのではなく、社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）という社会との関係性において捉えることとなりました。

③. 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の成立

平成23年6月17日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立しました。施行は平成24年10月1日となっています。

この法律は、名称のとおり、障がいのある人に対する虐待を禁じ、万一虐待があった場合には市町村へ通報することを求める内容になっています。家庭や福祉施設、職場での虐待の予防と早期発見により、障がい者の人権を守るのがねらいです。

この法律に基づき、市町村では障がい者虐待防止センターの設置が義務づけられており、市町村は、障がい者虐待を受けた障がい者本人や障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人からの通告先になっていることから、適切なアセスメント（虐待事案であるか、緊急性や重篤性があるかなどについて評価すること）やその後の支援ができる職員の育成が求められます。

(2) 北海道の動き

支援費制度の施行以来、利用者自らがサービスを選択するという意識が醸成され、入所施設利用者も地域生活への移行を希望するようになっていきます。

このため、多くの福祉施設が「利用者の地域生活移行」を運営方針とし、その支援に努めています。北海道としても、地域生活への移行を希望する入所施設利用者に対する支援が各地域で展開されるよう、地域生活支援に向けた取り組みを進めています。

また、平成22年4月1日には、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（以下、「条例」という。）」が全面施行され、「障がいのある人が当たり前暮らしせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考えの下、条例に基づく施策を推進しています。

今後も、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らしせる社会づくり」を目指し、障がい者等が希望する暮らしの実現や、地域活動が保障される社会づくりを推進するため、サービス提供体制を計画的に確保していくとしています。

(3) 町の動き

喜茂別町では、平成18年度に策定した「喜茂別町障がい者計画」及び「障がい福祉計画」に基づき、障がい者に関する施策を総合的に推進してきました。

現行計画は平成23年度末が終期であり、障害者基本法や障害者自立支援法の改正など国及び道の動向に対応するとともに、社会情勢の新たな変化や障がい者のニーズに応じたサービスの提供が図れるよう障がいのある人もない人も一体となって、個人の自立と社会参加が促進されるまちづくりをめざし、平成24年度からの次期「喜茂別町障がい者計画」と障害者自立支援法に基づく「第3期障がい福祉計画」の策定を一体的に行うものです。

2 計画策定の期間等

(1) 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

ただし、市町村障がい福祉計画にあたる「第5章 障がい福祉計画」については、障害者自立支援法の規定により平成24年度から平成26年度までを第3期計画期間とし、第3期計画の実績を踏まえ必要な見直しを行ったうえで、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする第4期計画を策定することとなります。

■ 計画の期間

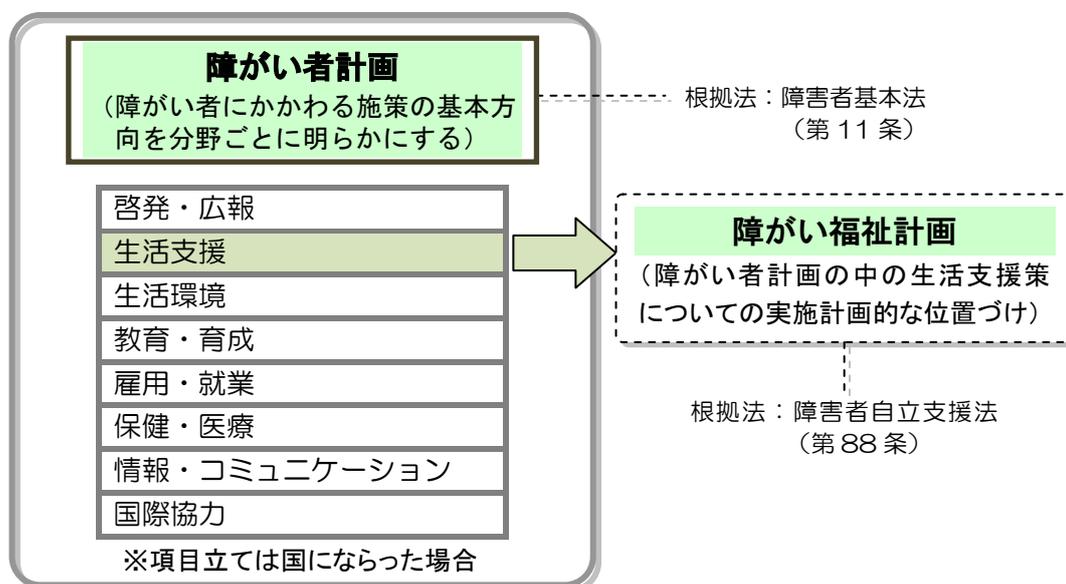
平成 18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	障がい者計画(平成19～23年度)											
					見直し	障がい者計画(平成24～28年度)						
	第1期障がい福祉計画											
		見直し	第2期障がい福祉計画									
					見直し	第3期障がい福祉計画						

(2) 障がい者計画と障がい福祉計画の関係

市町村障がい者計画は、障害者基本法に基づく総合的な計画として策定が義務づけられています。障がい福祉計画は主に生活支援についての実施計画的な位置づけとなります。

障害者基本法第11条に基づく「障がい者計画（喜茂別町障がい者計画）」と障害者自立支援法第88条に基づく「障がい福祉計画」を一体的に策定します。

■「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の関係



(3) 位置づけ

「喜茂別町障がい者計画・障がい福祉計画」は、最上位計画である喜茂別町総合計画の保健福祉分野における障がい福祉部門計画に位置づけられます。このため、関連する諸計画との整合性に配慮し、住民課を中心に、関係部署で実施している障がいのある人に関する施策・事業を洗い出し、施策の方向を明らかにしました。

3 道計画における圏域設定について

保健・福祉サービスには、居宅介護（ホームヘルプサービス）など市町村の区域で身近に利用されるものと、施設サービスなど複数の市町村にわたって広域的に利用されるもの、さらに、より高度・専門的なサービスなど全道的に利用されるものがあります。

北海道においては、障がい者施策の積極的な推進を図るためには、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整が必要であることから、北海道障害保健福祉圏域を設定し、保健・福祉サービスの重層的なネットワークを推進しています。

- この圏域は、21圏域とし、「北海道保健医療福祉計画」における第二次保健医療福祉圏域と同様です。
- この圏域は、複数市町村における共同実施等による広域的、専門的なサービスの提供や施設の適正配置等を実施する圏域です。

喜茂別町は、後志障害保健福祉圏域に位置づけられています。

4 関連する法令・計画等

■関連する国の計画や町の計画等

平成(年・年度)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	●障害者基本法の改正（H16年）							●障害者基本法の改正（H23年）					
								●障害者虐待防止法の成立（H23年）					
障害者基本計画（H15年～H24年）													
■重点施策実施5か年計画						■重点施策実施5か年計画 （後期5か年計画）							
●支援費制度の施行													
●発達障害者支援法公布													
●障害者雇用促進法改正													
●障害者自立支援法公布													
●新バリアフリー法成立													
●障害者自立支援法施行													
障がい者制度改革推進本部設置の閣議決定 （H21年12月）													
障害者自立支援法等の一部改正法の成立 （H22年12月）													

5 計画の対象者

この計画における「障がい者」は、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とします。

障がいのある人の数は、障がい者手帳を持っている人の数よりも多いことが考えられますが、法律や条例などでは、障がい者手帳をもっている人を優先的に福祉サービスの対象としています。この福祉サービスは、個別の法律や条例などによって細かく具体的に規定してあり、手帳の等級や本人・家族の所得に応じて、医療費の助成、介護サービス、手当や年金の支給、税金の軽減や免除、運賃の割引その他各種公共料金の軽減などを行っています。

6 計画の策定体制

計画の策定にあたり、住民課及び庁内関係者で、関連する施策の課題や方向性について検討するとともに、当事者やサービス提供事業者への聞き取り調査を行い、福祉ニーズの把握や現状での課題を抽出する資料としました。

また、関係団体・機関等の代表者などで構成される喜茂別町自立支援協議会において、本計画を審議し策定しました。

第2章 障がい者を取り巻く現状

1 人口の動向

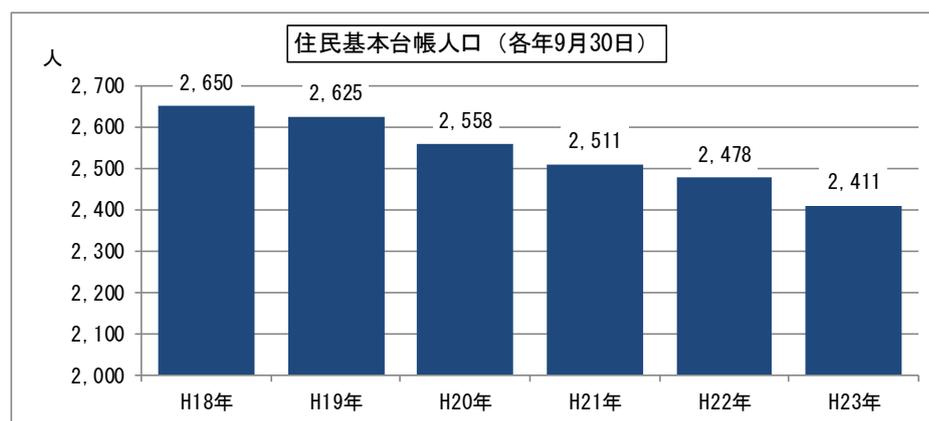
(1) 人口の推移

喜茂別町の人口は減少が続き、平成23年9月30日現在の住民基本台帳人口は、2,411人となっています。

■人口等の推移（各年9月30日現在）

（単位：人）

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
総人口	2,650	2,625	2,558	2,511	2,478	2,411
男性	1,309	1,306	1,285	1,268	1,239	1,209
女性	1,341	1,319	1,273	1,243	1,239	1,202



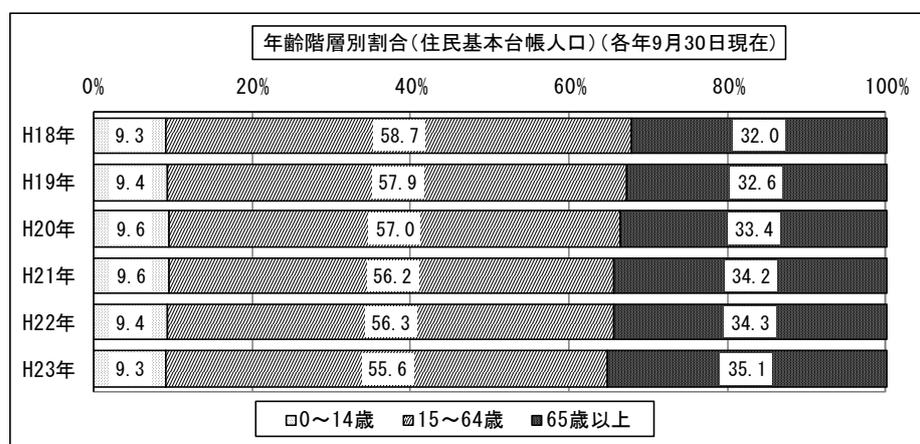
(2) 人口構成の推移

喜茂別町の平成 23 年 9 月 30 日現在の住民基本台帳の階層別人口構成割合は、「0～14 歳」9.3%、「15～64 歳」56.6%、「65 歳以上」35.1%です。

喜茂別町の平成 23 年の総人口に対する老年人口割合を、全国や北海道と比べると約 10%～12%高くなっています。「65 歳以上」は上昇し、「65 歳未満」は徐々に低下しており、少子・高齢化が進行しています。この傾向は今後も続くものと思われます。

■人口構成の推移（各年 9 月 30 日：住民基本台帳人口）（全国と北海道は 3 月 31 日現在）

区 分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成23年 北海道	平成23年 全 国
総人口(人)		2,650	2,625	2,558	2,511	2,478	2,411		
階層別 (人)	0～14歳	246	247	245	242	233	225		
	15～64歳	1,556	1,521	1,459	1,411	1,394	1,340		
	65歳以上	848	857	854	858	851	846		
構成割 合 (%)	0～14歳	9.3	9.4	9.6	9.6	9.4	9.3	12.0	13.4
	15～64歳	58.7	57.9	57.0	56.2	56.3	55.6	63.4	63.8
	65歳以上	32.0	32.6	33.4	34.2	34.3	35.1	24.6	22.7



2 障がい者の現状

(1) 障がい者等の概況

喜茂別町の人口は減少傾向にあります。障がい者手帳所持者数は年々増加しており、増加のほとんどは身体障がい者です。

18歳未満の障害児は平成19年～21年までは3人で推移していましたが平成23年現在4人です。

65歳以上の障がい者は年々増加傾向にあります。

難病患者は平成20年以降、13人で推移しています。

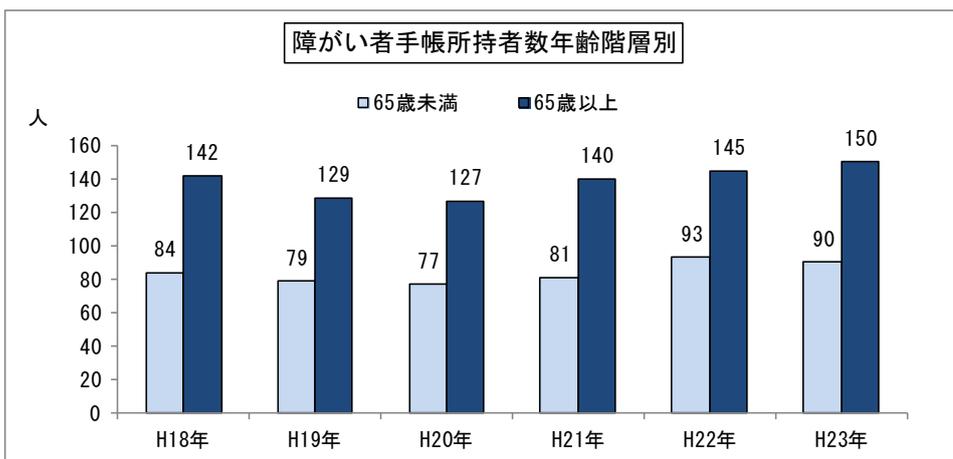
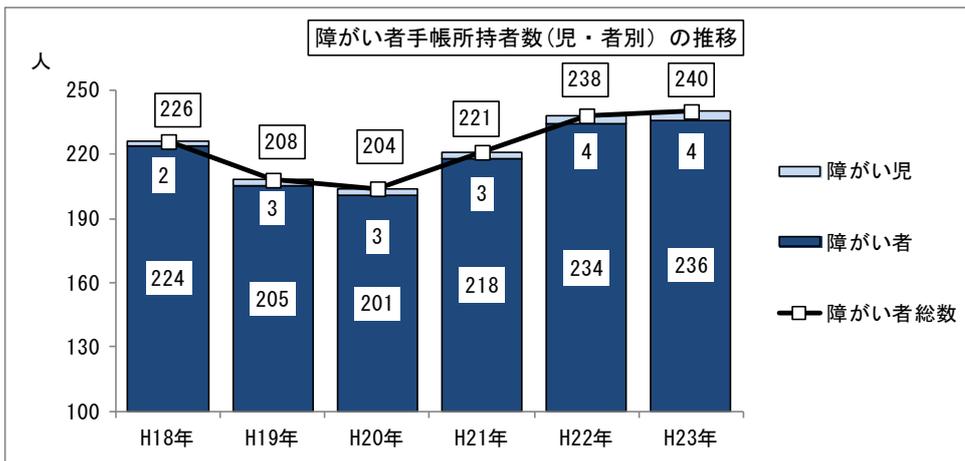
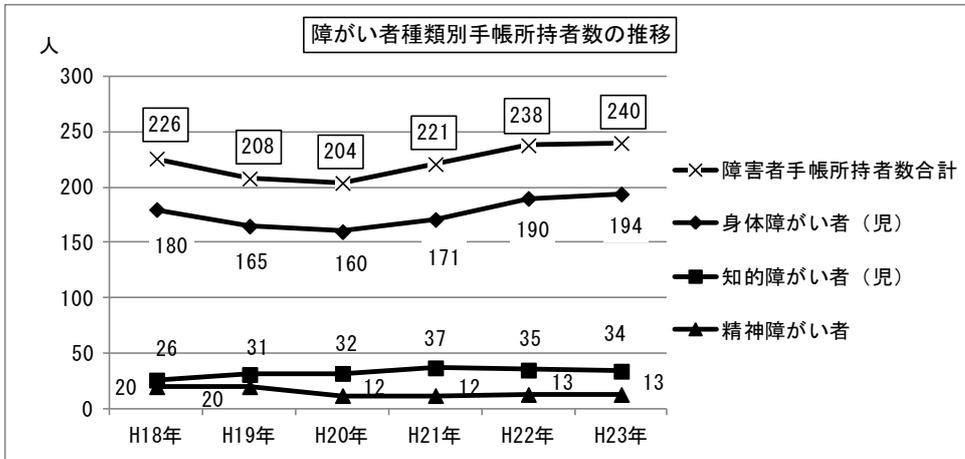
■障がい者等の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
障がい者数合計	237	214	217	234	251	253
身体障がい者(児)数	180	165	160	171	190	194
18歳未満	0	1	1	1	1	1
18～64歳	42	40	37	38	49	48
65歳以上	138	124	122	132	140	145
知的障がい者(児)数	26	31	32	37	35	34
18歳未満	2	2	2	2	3	3
18～64歳	21	25	26	28	28	27
65歳以上	3	4	4	7	4	4
精神障がい者数	20	12	12	13	13	12
18歳未満		0	0	0	0	0
18～64歳	19	11	11	12	12	11
65歳以上	1	1	1	1	1	1
難病患者(特定疾患認定者)	11	6	13	13	13	13

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
身体障がい者(児)数	180	165	160	171	190	194
知的障がい者(児)数	26	31	32	37	35	34
精神障がい者	20	20	12	12	13	13
障がい者手帳所持者数計	226	208	204	221	238	240
難病患者(特定疾患認定者)	11	6	13	13	13	13

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
障がい者手帳所持者数計	226	208	204	221	238	240
障がい者数(18歳以上)	224	205	201	218	234	236
障がい児数(18歳未満)	2	3	3	3	4	4
65歳未満	84	79	77	81	93	90
65歳以上	142	129	127	140	145	150



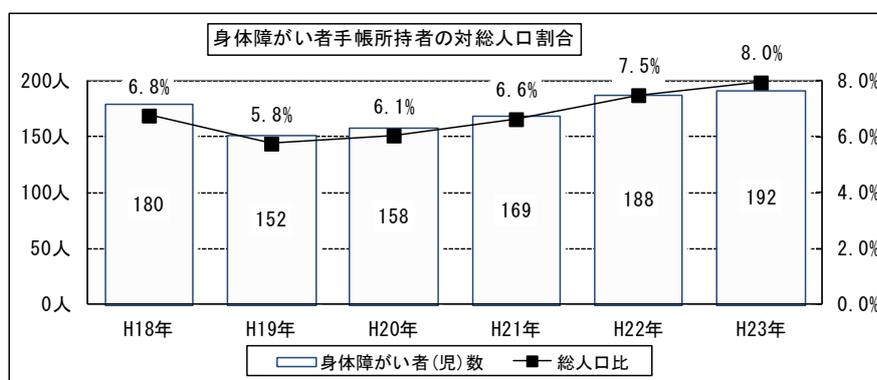
(2) 身体障がい者

1) 手帳所持者数の人口に占める割合

身体障がい者の手帳所持者数は年々増加を続け、総人口に対する比率は、平成19年の5.8%から平成23年には8.0%へと上昇しています。

■身体障がい者（児）（手帳所持者）数の推移（4月1日現在）

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
総人口(A) (人)	2,650	2,625	2,558	2,511	2,478	2,411
身体障がい者(B) (人)	180	152	158	169	188	194
割合(B/A) (%)	6.8	5.8	6.1	6.6	7.5	8.0

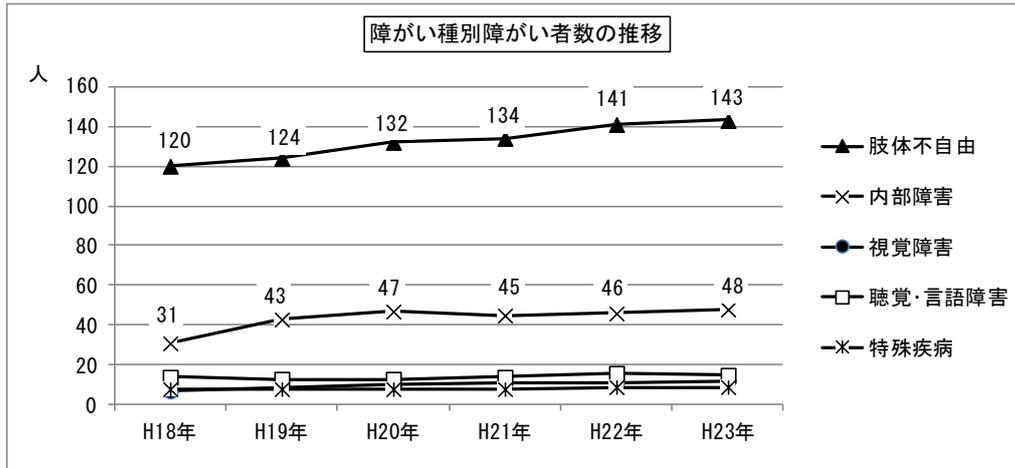


2) 種類別特徴

障がい種類別の比率を見ると、最も多い肢体不自由が3分の2を占めています。平成18年以降の種別推移をみると、「肢体不自由」と「内部障がい」が増えています。

■身体障がい者の障がい種別推移（4月1日現在）

区 分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
人 数 (人)	視覚障がい	7	9	10	11	11	12
	聴覚・音声障がい	14	13	13	14	16	15
	肢体不自由	120	124	132	134	141	143
	内部障がい	31	43	47	45	46	48
	特殊疾病	8	8	8	8	9	9
計		180	197	210	212	223	227
割 合 (%)	視覚障がい	3.9	4.6	4.8	5.2	4.9	5.3
	聴覚・音声障がい	7.8	6.6	6.2	6.6	7.2	6.6
	肢体不自由	66.7	62.9	62.9	63.2	63.2	63.0
	内部障がい	17.2	21.8	22.4	21.2	20.6	21.1
	特殊疾病	4.4	4.1	3.8	3.8	4.0	4.0

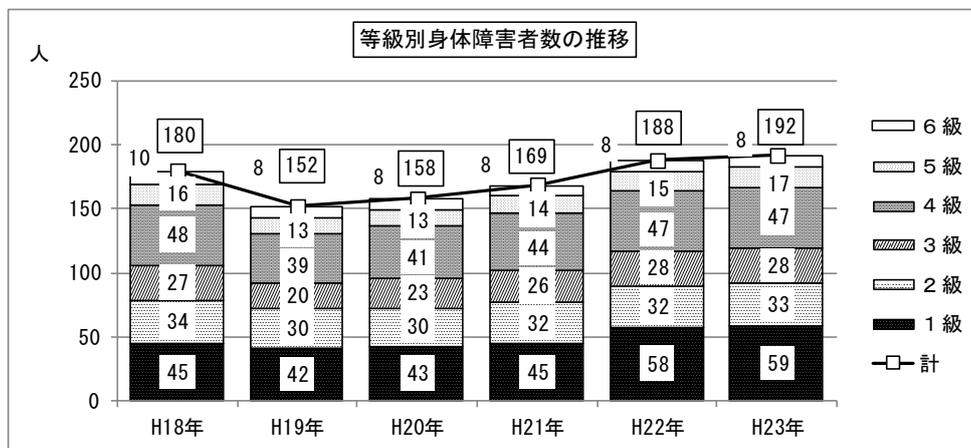


3) 障がい等級別特徴

平成23年4月現在、等級別では1級が数、構成割合ともに多くなっています。

■手帳の等級別身体障がい者数の推移（4月1日現在）

区分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
人数 (人)	1級	45	42	43	45	58	59
	2級	34	30	30	32	32	33
	3級	27	20	23	26	28	28
	4級	48	39	41	44	47	47
	5級	16	13	13	14	15	17
	6級	10	8	8	8	8	8
計		180	152	158	169	188	192
割合 (%)	1級	25.0	27.6	27.2	26.6	30.9	30.7
	2級	18.9	19.7	19.0	18.9	17.0	17.2
	3級	15.0	13.2	14.6	15.4	14.9	14.6
	4級	26.7	25.7	25.9	26.0	25.0	24.5
	5級	8.9	8.6	8.2	8.3	8.0	8.9
	6級	5.6	5.3	5.1	4.7	4.3	4.2



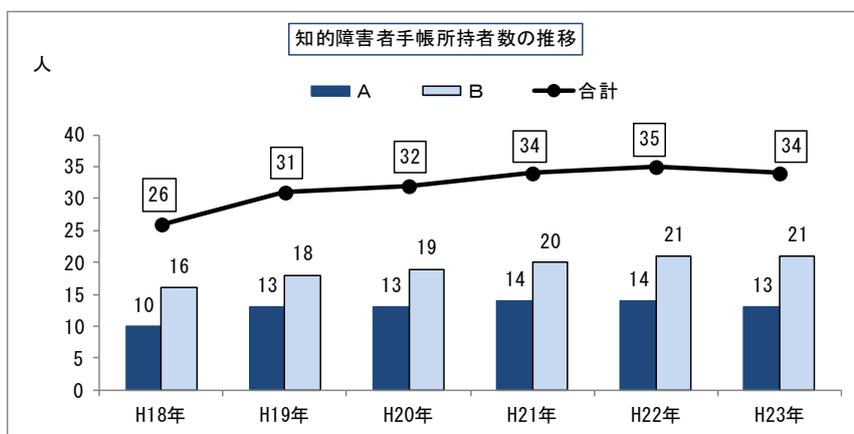
(3) 知的障がい者

喜茂別町の療育手帳の所持者は、平成23年4月現在で35人となっています。

等級別にみると、「A」はほとんど変わることなく13人～14人で推移しており、「B」は1年に1人ずつ増えているといった状況です。

■知的障がい者等の推移（4月1日現在）

区 分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
等級	A判定	10	13	13	14	14	13
	B判定	16	18	19	20	21	21
合計		26	26	31	32	34	35



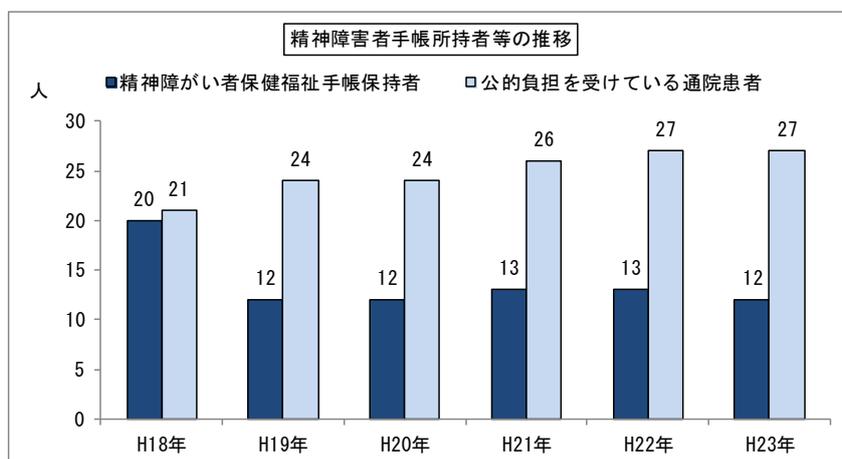
(4) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者は平成19年以降、12人～13人で推移しています。

公費負担の通院患者は少しずつ増加し、平成23年では27人です。

■精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者等）の推移（4月1日現在）

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
精神障害者保健福祉手帳所持者	20	12	12	13	13	12
公的負担を受けている通院患者	21	24	24	26	27	27



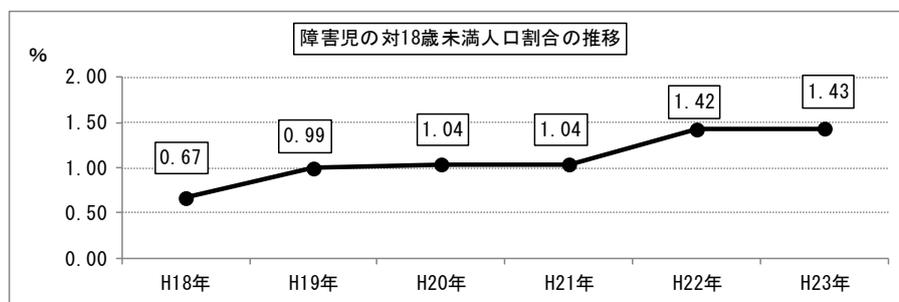
(5) 障がい児

1) 障がい児数の推移

18歳未満の障がい者手帳所持は、わずかながら増加しており、対18歳未満人口割合も増加傾向にあります。

■障がい児(手帳所持者数)の推移(各年4月1日現在)

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
身体障がい児	0	1	1	1	1	1
知的障がい児	2	2	2	2	3	3
合 計	2	3	3	3	4	4
18歳未満人口比	0.67	0.99	1.04	1.04	1.42	1.43



2) 障がい児を取り巻く環境

障がいのある児童・生徒数は以下の表のとおりです。

■特別支援学級の学級数と児童生徒数の推移(単位:人)

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
小学校	学 級 数	3	2	0	0	0
	児 童 数	3	2	0	0	0
中学校	学 級 数	2	3	5	4	2
	生 徒 数	2	3	5	4	2

資料) 教育委員会 (各年5月1日)

■特別支援教育支援員の配置状況

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
小学校	1	2	1
中学校	0	0	0

(6) その他難病等

難病患者数は以下の表のとおりです。

■特定疾患医療受給者証所持者数の推移

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
総 数	11	6	13	13	13	13

資料) 後志地域保健情報年報 (各年4月1日)

■小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数の推移

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
総 数	2	2	2	2	2	2

資料) 後志地域保健情報年報 (各年4月1日)

(7) 障がい者等に対する経済的支援状況

障がい者等に対する各種経済的支援の実績は、次の表に示すとおりです。

■手当等の支給実績

区 分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
心身障害者扶養共済制度加入等の実績	加入者数	3	3	3	3	3
	受給者数	1	1	1	1	1

3 環境整備の状況

(1) 公共施設のバリアフリー化の状況

町内の公共施設のバリアフリー化の状況は、以下の表のとおりです。

■ 公共施設のバリアフリー化の状況

施設名	手すり	障がい者用トイレ	スロープ	エレベーター等	障がい者用駐車場	誘導用ブロック	備考（併設、用途等）
役場					○		
教育委員会							学校給食センター
ふれあい福祉センター	○	○	○				デイサービスセンター、介護福祉センター、介護支援センター
農村環境改善センター		○	○				
笑み～な、喜茂別保育所	○		○		○		放課後児童クラブ
図書室	○						
喜茂別小学校	○		○				体育館は住民開放
鈴川小学校							
喜茂別中学校	○		○		○	○	体育館は住民開放
喜茂別厚生クリニック	○	○		○	○	○	
中山峠森の美術館		○	○	○	○		
道の駅「望羊中山」			○	○	○		
観光トイレ「森のしずく」	○	○			○		

(2) ボランティア活動の状況

喜茂別町のボランティア活動の状況は、以下の表のとおりです。

	区分	団体名	数(人)	主な活動内容
1	福祉	喜茂別町婦人ボランティア「しらかば会」	31	「寿のつかい」(月1回の給食サービス)、各種イベント等での出店・協力など
2		喜茂別町市街婦人会	32	各種イベント等での出店・協力
3		喜茂別町商工会女性部	42	各種イベント等での出店・協力
4		JAようてい女性部喜茂別支部	28	各種イベント等での出店・協力
5		市街地区福寿会	126	「寿のつかい」(配食サービス)、環境美化活動など
6		鈴川地区福寿会	51	「寿のつかい」(配食サービス)、環境美化活動など。
7		喜茂別町社会福祉協議会	1	心配ごと相談(週1回)
8		ふれあい地域づくり委員(緑町町内会)	11	高齢者等の見守り活動
9	教育	喜茂別中学校	29	交通安全街頭啓発
10	その他	双葉地区フラワーストリート実行委員会	30	沿道美化活動
9		喜茂別町フレッシュ大学	48	清掃活動、児童の安全を守る活動
10		葉読書サークル	11	図書整理・貸し出し、読み聞かせ活動
11		百万本の桜を育てる会	16	苗木育成、植樹
13		水の郷きもべつ水辺の楽校運営委員会	13	河川清掃
14		青年交流セミナー	140	河川清掃、各種イベント等での出店・協力
15		喜茂別町建設協会	12	河川清掃
16		喜茂別町ライオンズクラブ	14	清掃活動
17		喜茂別町日赤奉仕団	31	防災訓練、災害時炊き出し
18		喜茂別町交通安全母の会	196	交通安全教室・指導等
19		喜茂別町観光ボランティア	80	観光情報提供
20		喜茂別地区支部連合	80	農作業援助

(3) サービス提供事業所

障がい福祉サービスの提供事業所は、次のとおりです。

●居宅サービス事業所（居宅介護・移動支援）

サービス内容	事業所名	備考(所在地)
居宅介護	くりや	札幌市
居宅介護	ヘルパーステーション さんきゆう	倶知安町
移動支援	くりや	札幌市
生活介護	鈴の環	札幌市
生活介護	障害者支援施設 くりのみハイム	札幌市
生活介護	松泉学院	小樽市
生活介護	社会福祉法人徳美会 島牧柏光園	島牧村

●通所サービス事業所（就労支援A・B、児童デイなど）

サービス内容	事業所名	備考(所在地)
就労継続支援B型	ワークステーション シーウインド	小樽市
就労継続支援B型	人と人をつなぐ 陽だまり	倶知安町
就労継続支援B型	デイセンター いちばんぼし	洞爺湖町
児童デイサービス	羊蹄山ろく児童デイサービスセンター	倶知安町

●地域活動支援センター

地域活動支援センター	ワークショップようてい	倶知安町
------------	-------------	------

●共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

共同生活援助・共同生活介護	ふたばの里	喜茂別町
共同生活援助	門別愛光園	日高町
共同生活介護	のぞみ	札幌市
共同生活介護	地域支援センターゆう	小樽市
共同生活介護	地域サポートセンターふれんど	洞爺湖町

4 聞き取り調査からの課題

計画を策定するにあたって、児童デイサービス利用の保護者と知的障がい者入所施設事業者への聞き取り調査を行いました。

①. 児童デイサービス利用者の保護者

- 言葉の発達が遅いのではと気付き、保健師に相談。
- 3歳児健診を待たずに、心理士に相談し、児童デイサービスの利用に至る。
- 小集団の遊びの中から、発達を促していき、言葉だけでなく、運動能力の発達も認められ、本人も児童デイを楽しみにしている。
- 保育所でのつまずきなどについても、具体的な指導方法についてアドバイスをしてもらえる。
- さらに不安のある場合、北海道立子どもセンターなどにつなげてもらい、不安の解消となっている。
- 児童デイサービスについての課題は、俱知安までの通いについて、交通費の補助（バス代の半額）などはあるが、実際は車での移動となり、冬期間は積雪のため、休まざるを得ない時もある。
- 育児経験のない若い保育士により、発達障がい（子どもの発達の遅れ）などを見つけることが可能なのか、不安がある。
- 就学に向けて、今まで子どものことを理解してもらっていたが、就学後に同様の状況が確保されるのか、不安である。

『課題』

- 積極的に保健師や心理士への働きかけで、子どもの療育と保護者の不安解消につながっているが、自ら相談できない保護者の場合、課題が残る。⇒健診の場の積極的な活用。専門家の健診の場への参加。
- 発達障がいについては早期発見・早期療育が求められるが、保育の場での保育士の発達障がい等についての専門的知識に不安を感じている。⇒積極的な研修の機会を確保する必要がある。また、特別支援学校等の地域支援機能を活用することも必要。
- 就学前、小学校、中学校へとライフステージごとに支援がつながっていくことが大切である。⇒喜茂別町で作成している支援シートの活用が期待される。

②. 「愛和の里 きもべつ」

- 2012年4月1日、新体系への移行を目指している。移行後は障がい者の支援施設として、入所支援、生活介護のサービスを提供。
- グループホーム、ケアホームの入居者の高齢化。ケアホームについては24時間ケアが必要であるが、これらの運営を行なっていくための人員配置が経営的に厳

しい。

- 事業所で働いてくれる人員の確保が難しい。報酬単価の問題による給与水準の問題、正社員雇用の難しさ、職員の住宅確保などの問題がある。
- 家族との交流については、年に3～4回のイベントによる交流や広報誌の送付などにより、入所者の様子を伝えている。
- プライバシーについては、全員個室で、自分で施錠できる状況にあり、プライバシーの確保は図られている。
- 地域の交流については、施設の祭りに町民が参加。また、商工会のイベント、ふれあいまつり、文化祭、カラオケなどに施設の入所者も参加して、相互に交流を深めている。一方で、アート展などでの作品が売れなくなってきており、活動が衰退している。
- 高校生や中学生の職業体験の場としても活用されており、施設での職員の仕事を理解するとともに、交流の一環となっている。

『課題』

- 職員の確保
- ケアホームの24時間ケアのための人員配置
- グループホーム入所者の高齢化による、今後の対応
- 就労支援を提供できる体制の確保

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念（めざす姿）

喜茂別町では、「誰もが安心といきがいを実感できる環境の実現」をめざして、まちづくりに取り組んでいます。

『住み慣れた地域で、支え合い安心して暮らせる、地域社会づくり』は、障がいのあるなしにかかわらず、町がめざす姿であります。

しかし、障がいがあるがゆえに特別な支援を必要とすることがあります。たとえば、障がいのある子ども一人ひとりに対応した療育・教育、障がいに配慮された就労の場・居住の場・道路、身体介護や介助、移動支援、情報・コミュニケーション支援などです。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して、自分らしい生活を送るには、

生涯にわたって、障がいの状況や必要に応じてこのような各種サービスを自ら選択して利用できる環境が整備されることが、重要となります。

さらに、障がいのある人が暮らしにくいと感じるのは差別・偏見・疎外感などであり、このような意識上の障壁（バリア）の解消も物理的バリアの解消同様に重要なことです。

そして何よりも、誰もが、「障がいがあることによる生きにくさや暮らしにくさ」と「障がい者を特別視するのでなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会である」という「ノーマライゼーション」の考え方を理解することが重要であり、ノーマライゼーション社会の実現の前提には、基本的人権の尊重があるのは言うまでもありません。

喜茂別町において障がい者施策を展開する上で、

- 一人ひとりの基本的人権を尊重するまちづくり
- ノーマライゼーション理念を普及し、ともに支えあいともに生きるまちづくり
- 障がいのある人の自立と社会参加を推進するまちづくり
- ライフサイクルに応じた支援の充実に努めるまちづくり

を基本姿勢とし、まちづくりを進めていきます。

喜茂別町では全住民がこのようなまちづくりをめざし、前期計画に引き続き

支えあい、認めあい、一人ひとりの自分らしさを大切にする まちづくり

を本計画の基本理念とします。

2 基本目標（施策展開の基本方向）

(1) 地域における生活支援

これまで入所・入院を続けてきた人が地域にその生活の場を移そうとする場合も含め、障がいのある人ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるようにするためには、障がいのある人の「生活づくり」を支援するとともに、その介助に当たる家族の介助負担を軽減することも重要となります。

相談支援体制や在宅サービスの充実をはじめ、住宅やグループホームなどの生活の場、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保など、地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりを進めていきます。

(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための必要な力を培うため、一人ひとりの障がいの程度等に応じ、きめ細かな療育・教育を行う必要があります。また、障がいのある人が地域で生活を続けていくためには、障がい特性や個々のニーズに応じた働く場、活動の場が身近なところにあることが条件であり、ライフサイクルに応じた支援をできるだけ身近な地域で受けることが可能な仕組みが必要です。

障がいのある一人ひとりが、もてる能力を十分に発揮し、心の豊かさや生きがいをもって充実した生活が送れるよう、各種支援施策の推進により、障がいのある人の“自分らしさ”づくりを支援します。また、自主的活動の支援や、社会参加しやすい環境づくりに努めるとともに、移動手段やコミュニケーション手段の確保に努め、障がいのある人の社会参加を促進していきます。

(3) 支えあうまちづくり

障がいのある人が暮らしにくいと感じるのは、段差や階段等の物理的な障壁だけでなく、外での人の視線や店での応対時などに感じる差別や偏見、疎外感などです。

障がいのある人が、安全で快適に、主体性をもってさまざまな活動に参加できる地域を実現するため、建築物、道路、交通機関など日常生活に必要なとされる公共施設等の物理的な障壁の除去(バリアフリー化)を推進します。

また、外出する際のソフト面での支援の充実を図るとともに、障がいのある人を特別視する『意識上の障壁』を取り除き、障がいのある人もない人も、支えあいながら生きる豊かな地域社会の実現をめざします。

3 施策の体系

基本理念 支えあい、認めあい、一人ひとりの自分らしさを大切にする まちづくり	
基本目標 1 地域における生活支援	
(1) 相談支援と権利擁護の推進	
	1) 広報・情報提供の充実
	2) 相談支援体制づくり
	3) 権利擁護の推進
(2) 保健・医療の充実	
	1) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実
	2) こころの健康づくり
	3) 難病患者等への支援
(3) 生活支援の充実	
	1) 新たなサービス利用制度の円滑な実施
	2) 在宅生活への支援
	3) 生活の場の確保と地域生活移行への支援
	4) 施設サービスの再構築
	5) 経済的支援制度の活用
基本目標 2 自立と社会参加支援	
(1) 療育・教育の充実	
	1) 早期療育・発達支援体制の充実
	2) 障がいのある子どもの地域生活・家庭支援
	3) 障がい児教育の充実
(2) 雇用・就労の促進	
	1) 日中活動の場の確保
	2) 雇用・就労の促進
	3) 障がい者雇用の拡大
(3) 社会参加の促進	
	1) 移動・コミュニケーションの支援
	2) 社会活動への参加促進
	3) ボランティア活動の促進
	4) まちづくりへの参画促進
基本目標 3 支えあうまちづくり	
(1) こころのバリアフリー	
	1) 福祉教育・福祉学習の充実
	2) 理解と交流の推進
	3) 公共サービス従事者の障がい者理解の推進
(2) やさしいまちづくり	
	1) 外出しやすいまちづくり
	2) 公共施設のバリアフリー
	3) やさしい居住環境づくり
	4) 情報のバリアフリー
	5) 安全対策

第4章 分野別施策の展開

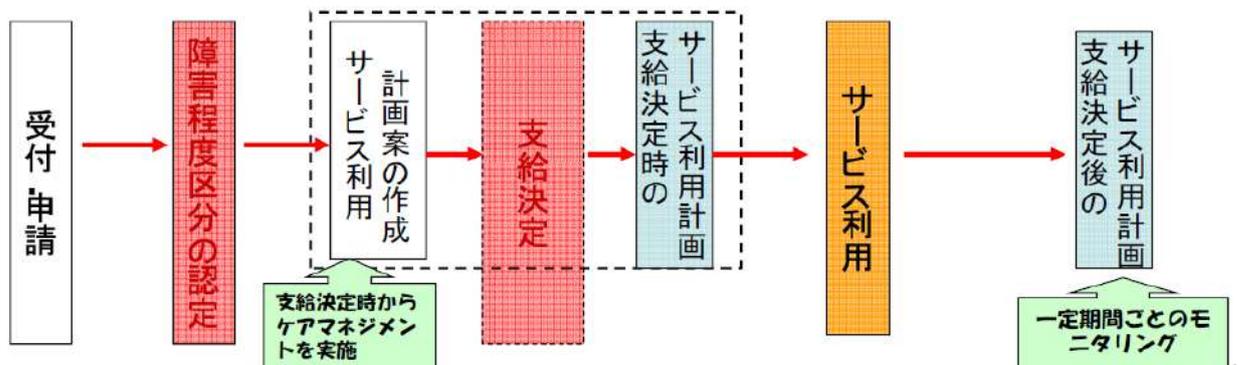
1 地域における生活支援

(1) 相談支援と権利擁護の推進

障害者自立支援法の改正により、支給決定プロセスの見直しが行われ、相談支援体制の強化が図られ、相談支援センター等の整備が求められることになりました。

また、自立支援協議会が同法に位置づけられ、地域の相談支援体制を確立するため、地域自立支援協議会の活動の活性化が求められています。

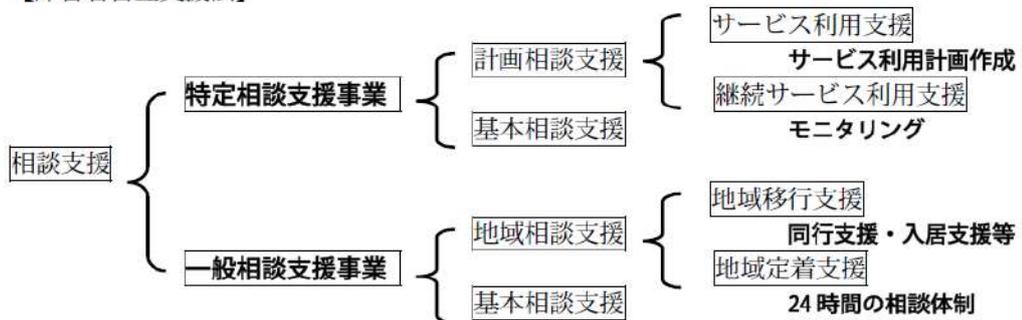
支給決定プロセスの見直し



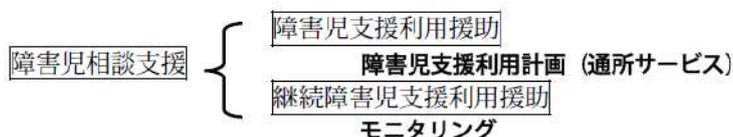
相談支援の充実 (平成24年4月1日施行予定)

新たな相談支援体系のイメージ

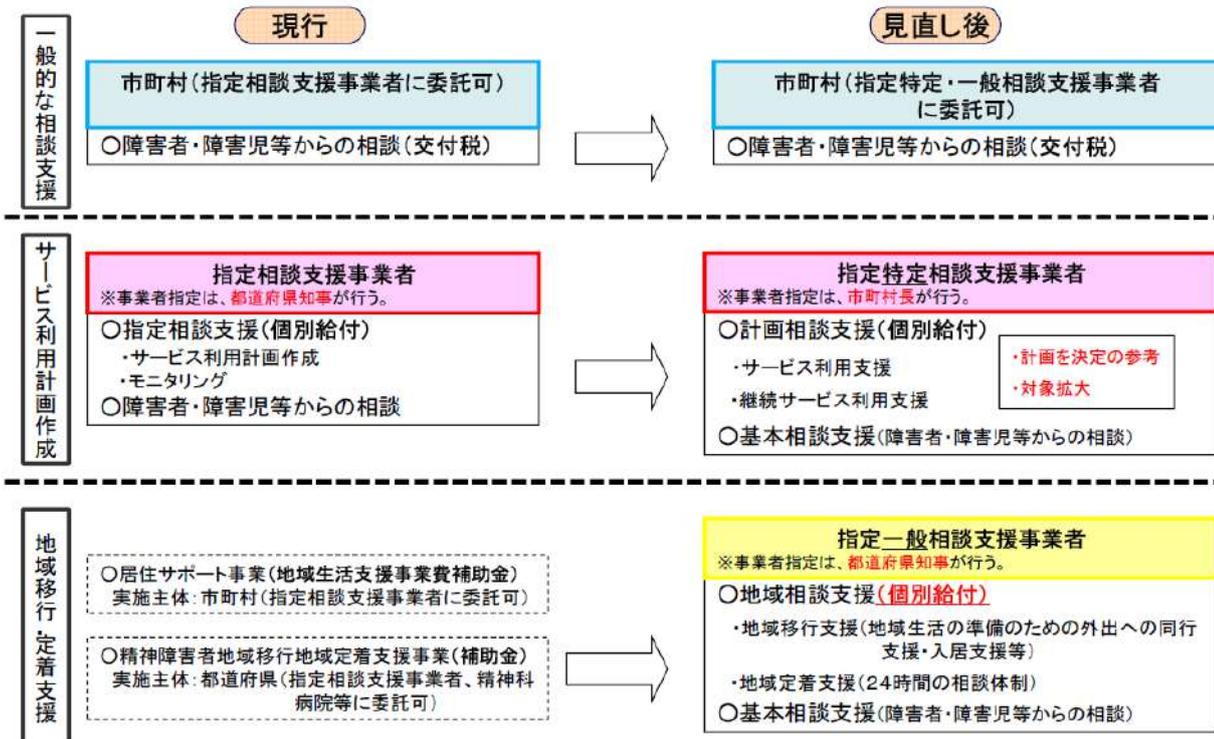
【障害者自立支援法】



【児童福祉法】



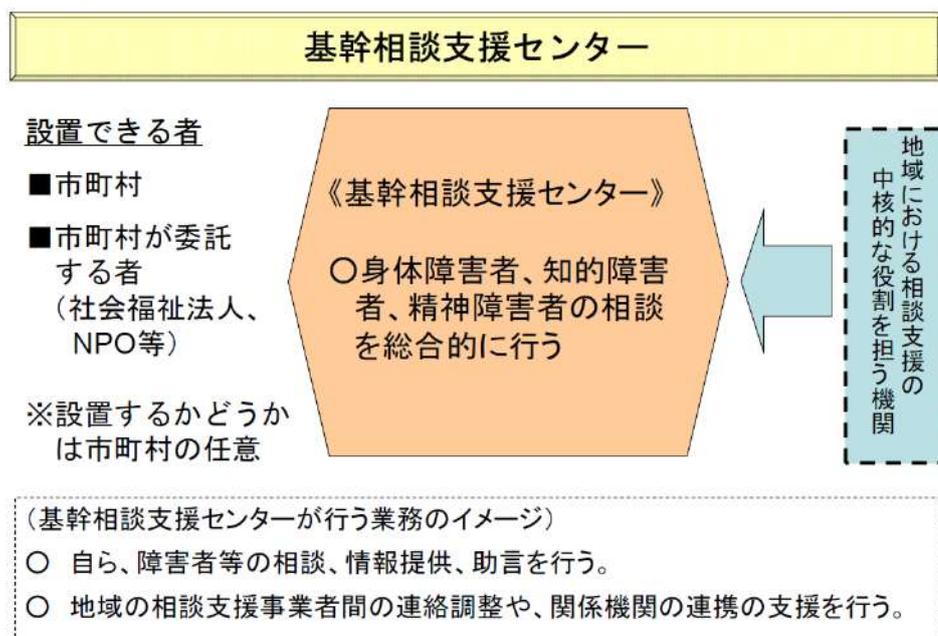
障がい者（18歳以上）の相談支援体系



資料) 障害保健福祉関係主管課長会議資料 (H23. 2. 22)

地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる市町村ごとに総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）が設置されることになりました。

基幹相談支援センターのイメージ



資料) 障害保健福祉関係主管課長会議資料

1) 広報・情報提供の充実

現状と課題

障害者自立支援法の改正により、支給決定プロセスの見直しが行われ、児童デイサービスは児童福祉法に位置づけられ児童発達支援に再編されるなど、障がい者制度が大きく変わろうとしています。

新たな支給決定の方法や障がい児支援の強化など制度の改正について、障がい者に確実に届く方法で情報が伝えられることが求められています。

施策の方向

- 情報提供に当たっては、確実な周知を図るために広報誌、IP告知端末、新聞紙、折込みチラシ等を中心に活用します。
- 新たな制度が創設された場合や制度の改廃が予想される場合には、より多くの関係者や住民を対象とした各種説明会を開催するなどし、早期に情報提供を行います。

2) 相談支援体制づくり

現状と課題

障害者自立支援法の改正により、任意ではありますが、市町村には総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）の設置が求められています。

また、自立支援協議会が同法に位置づけられ、地域の相談支援体制を確立するため、地域自立支援協議会の活動の活性化が求められています。

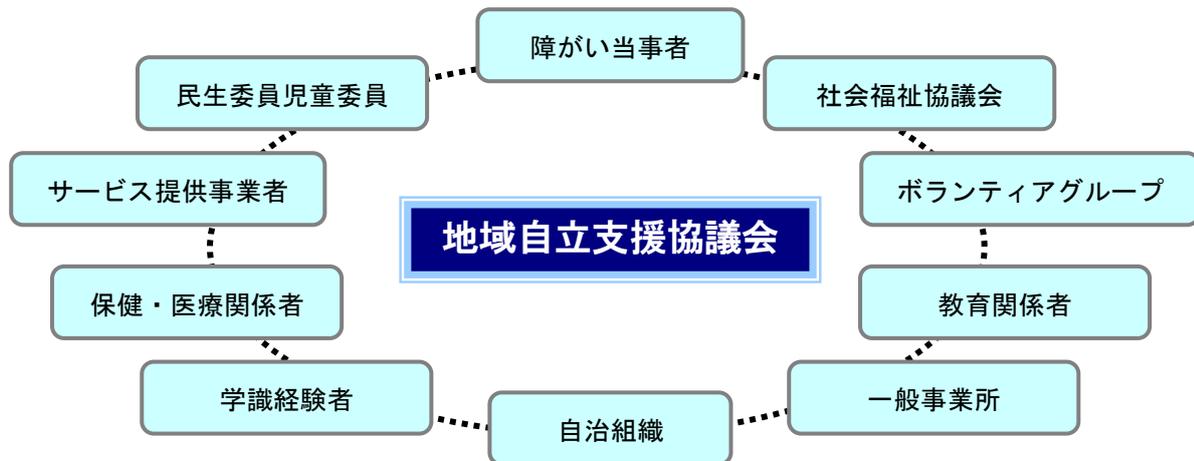
さらに、相談に応ずる人材の養成とそのスキルアップは継続的な課題となっていますが、特に、障がい者ケアマネジメントを始めとした相談支援体制の整備及び障がい者ケアマネジャーの養成は喫緊の課題です。

喜茂別町での現在の最も身近な相談窓口としては、身体障害者相談員（1名）・知的障害者相談員（1名）、民生委員児童委員（15人）、役場福祉担当窓口・教育委員会・保健師、社会福祉協議会等となっていますが、知的・精神障がい者または、専門的な相談に関しては北海道が対応することとなっています。今後、これらを含め地域における相談機能の一層の充実が求められています。

施策の方向

- 障がいのある人の多様化・専門化した相談に応じ、適切なサービス利用を支援するため、「障がい者ケアマネジメント等の人材育成」及び「各サービスの適切な評価を行った上で、それに対する改善策を検討する仕組みづくり」を検討していきます。
- 誰でも気軽に相談できる身近な相談場所や関係機関との連携による相談体制の充実が求められており、相談及びそれに対する支援活動を一元化した体制を整備し、充実を図ります。喜茂別町では、羊蹄山ろく相談支援センターと連携し、複雑・高度な相談にも応じられる体制を構築します。
- 相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関する仕組みづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置された地域自立支援協議会による地域福祉の実態検討や意見交換等を通じて喜茂別町における障がい者福祉の向上を目指します。

地域自立支援協議会の構成メンバー



地域自立支援協議会の機能	
情報機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の関係機関によるネットワーク構築 ● 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護に関する取り組みを展開する
評価機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 ● サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価 ● 市町村相談支援強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

3) 権利擁護の推進

現状と課題

障害者自立支援法の改正により、認知症の人、知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力の不十分な人々を保護し支援する制度である成年後見制度利用支援事業が必須事業化となりました。相談支援の役割として、虐待の防止及び早期発見のために必要な支援を行うとともに、成年後見制度の利用促進等に努めていく必要があります。

また、障害者虐待防止法が成立し、市町村には障がい者虐待防止センターの設置が義務づけられています。障がい者虐待について、相談や通報の受理から介入、解決に至るまでの一連のプロセスへの具体的対応が求められています。

施策の方向

- 在宅で生活し、日常生活の判断に自信がない、生活費の管理が難しいなどの不安をもつ障がいのある人等を対象に実施される「成年後見制度利用支援事業」や北海道社会福祉協議会の実施する「日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）」の活用を促進し、障がいのある人等の日常生活をサポートする仕組みを検討していきます。
- 北海道が社団法人北海道身体障害者福祉協会に委託して実施している「障害者110番」の制度についても周知していきます。

成年後見制度と日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

事業	内容	対象者
成年後見制度	知的障がい、精神障がいのある方など判断能力が不十分な方々を保護するために、財産管理、介護や施設入退所などの契約、遺産分割、悪徳商法等の被害に遭う恐れなどの場合に家庭裁判所で決められた後見人等が本人を保護・支援します。 ○後見人は、障がい者本人や家族の申立によって家庭裁判所が選びます。 ○今後自分の判断能力は不十分になった場合に備えて、頼みたい方に後見を契約しておく任意後見制度があります。	判断能力の低下した方
日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービスを行うことにより、自立した地域生活が送れるよう支援します。 ○実際にサービスを受ける場合には、利用料が必要です。	判断能力の不十分な方（契約できる程度）
	<問い合わせ先> 町社会福祉協議会等	

(2) 保健・医療の充実

1) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実

現状と課題

身体障がい者の原因を疾患別にみると、心臓疾患、脳血管疾患、骨関節疾患の割合が高いことがわかっています。若いうちから生活習慣の見直しなどを通じ積極的に健康を増進し、疾病の「予防」に重点を置いた対策の推進が求められています。健康づくりと生活習慣病の予防・早期発見のため、健康診査や相談・指導などの保健事業や介護保険事業の介護予防事業などの総合的な推進が必要です。

また、早期発見や治療の充実に加え、障がいを軽減するリハビリテーション医療の充実や医療費の負担軽減が求められています。

施策の方向

- 総合住民検診や北大健診などで、住民が自らの健康チェックをする機会を確保し、障がいの原因となる疾病等の早期発見に努めるとともに、若いうちからの生活習慣の見直しなどを指導していきます。
- 市民が自身の健康に対して関心をもてるように「健康づくり講演会」や広報誌等を通じた啓発・健康教育を推進していきます。

2) こころの健康づくり

現状と課題

うつ病をはじめとする精神疾患が関係した自殺予防や精神疾患に関する相談・支援体制の推進も求められています。

喜茂別町では、精神障がい者へは後志総合振興局保険環境部保健福祉室保健師が中心となり訪問活動を実施しています。町保健師には家庭訪問後に状況報告がされています。

施策の方向

- 精神障がい者への後志総合振興局保険環境部保健福祉室保健師の訪問について、町保健師の精神障がい者支援技術向上のため、必要に応じ、後志保健福祉事務所保健師との同行訪問の実施を検討していきます。
- 倶知安町の小規模通所(共同)作業所、社会復帰学級及び児童デイサービスセンターへの通所に対する交通費助成は、障がいのある方全体からみると、ごく一部への支援であり、今後対象や助成内容を検討していきます。

- 町内在住の精神障がい者を対象にした交流会の開催については、俱知安町にある事業所を中心に行なわれており、情報提供や周知を行なっています。
- こころの健康づくり対策、特に精神疾患予防に対する活動については、全国的な傾向からみても「うつ病」や自殺予防に関する対策を実施する必要性があり、相談・支援体制の充実に努めます。
- 受入条件が整えば退院が可能な精神障がい者の地域生活への移行を進めるため、継続的な支援を実施する体制について検討を進めます。

3) 難病患者等への支援

現状と課題

難病患者の方に対しては、後志総合振興局保険環境部保健福祉室保健師が中心となり訪問活動を実施しています。町保健師には家庭訪問後に状況報告があります。

介護保険サービスを受ける難病患者へは介護支援センターのケアマネジャーが中心となり対応していますが、次のような課題があります。

- 地域の医療機関では診療日や時間が限られ、タイムリーな診療が受けられないことがあること
- 地域では診療科が限られており、地域の医療機関で対応できない場合は遠方まで出向く必要があり、心理的・経済的な負担が大きいこと
- 病気が進行した場合、喜茂別町においては患者を支える介護及び医療体制が24時間体制でないため、在宅生活が困難になること

施策の方向

- 難病患者への後志総合振興局保険環境部保健福祉室保健師の訪問活動について、町保健師の難病患者支援技術向上のため、必要に応じ後志保健福祉事務所保健師との同行訪問を実施し、難病患者の状況把握に努めます。

(3) 生活支援の充実

1) 新たなサービス利用制度の円滑な実施

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で生活するためには、障害者自立支援法の改正に基づく各種障がい福祉サービスについての情報提供と制度改革の内容周知及び各種障がい福祉サービスを提供する基盤整備の充実が重要となります。

特に、障がい福祉サービス等の利用を希望する障がい者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスをの組み合わせ等について検討し、サービス等利用計画を作成することが求められています。

施策の方向

- 障害者自立支援法の改正等に基づく生活支援制度の円滑な実施を図るため、制度改革の内容や各種サービスの利用方法等についての周知・広報、情報提供に努めるとともに、より充実したサービスを提供できるよう、提供基盤の確保に努めます。
- 障がい者等利用計画の作成に対応できる体制を整備していきます。
- 障がいのある人の地域生活を支援するため、また、福祉施設や病院から地域生活への移行を支援するため、利用者本人の意向を尊重し、保健・医療・福祉・教育・就労等へのニーズに応じて、様々な生活支援制度・事業や社会資源を結びつける障がい者ケアマネジメントの確立をめざします。

2) 在宅生活への支援

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で生活するためには、困ったことがあった場合に、気軽に相談できる人や場所があることであり、入所施設からの対処だけでなく、家族からひとり暮らしへの移行も含めた住まいの確保などの障害福祉サービスが地域において計画的に整備され、提供されることが必要です。

施策の方向

- 障がいのある方が住み慣れた家庭や地域で安心して生活を送ることができるよう、ホームヘルプサービスなどを充実するとともに、ヘルパーの確保や介護技術の向上に取り組みます。
- 視覚障がい者への同行援護への対応や聴覚障がい者のコミュニケーションを支援するためのコミュニケーション支援事業に基づく手話通訳の派遣事業を実施します。
- 障がいのある方の在宅生活支援及び介護者の負担を軽減するため、身体障がい者デイサービス事業などの各種通所サービス事業を充実するとともに、給食サービスなどの日常生活を支援するための各種サービスや一時預かり等のサービスを利用したレスパイトサービスについて検討を進めます。
- 障がいのある方が地域で快適に暮らせるよう、除雪サービス、入浴サービスなど町独自のサービスについて検討します。
- 障がいのある人の日常生活における外出手段を確保し、社会参加を促進するため、福祉有償運送サービスなどについて調査・研究を進めます。
- 障がい程度区分認定調査員の養成及び障がい者ケアマネジャーの育成・拡充を進めます。
- 第三者評価制度の活用及び利用者によるサービス評価の仕組みを検討します。

3) 生活の場の確保と地域生活移行への支援

現状と課題

障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、在宅で必要な支援が受けられることが前提となります。

障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適時・適切な利用を支援する相談体制の構築、グループホーム等の充実、公営住宅の身体障がい者向け改良、生活支援サービス付き公営住宅の整備等、居住支援（住まい）の整備等が不可欠となります。

喜茂別町においては、グループホーム利用者の高齢化の問題があり、高齢者施策と連携しながら、対応していく必要があります。

施策の方向

- 地域生活への移行支援にあたっては、ケアプラン作成などの支援のみならず、自立生活体験やサービス利用の過程の中で当事者自身がエンパワメントされていく仕組みづくりを関係機関(者)で協議・検討していきます。
- 地域生活移行のための民間活力を利用したグループホームの設置促進やバリアフリーに配慮した公営住宅の整備促進、優先入居など住居の確保対策を検討していきます。
- 「地域活動支援センター タッチ」(倶知安町)に委託して行なっている地域活動支援センターの情報提供や周知を行なっていきます。
- グループホーム、ケアホームの拡充について、現在町内で知的障害者更生施設を経営している事業所等と協議を進めます。

4) 施設サービスの再構築

入所中の障がいのある方については、本人の意向を尊重しながら、地域生活への移行を促進するための訓練や支援を実施することが求められています。

利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、既存の施設サービスの適切な実施を促進していきます。

また、施設入所者の地域生活への移行を促進するため、地域生活を支える拠点として、施設の専門的機能を活用していきます。

5) 経済的支援制度の活用

現状と課題

障がいのある人の所得保障は、障害基礎年金や障害厚生（共済）年金制度と国や地方公共団体が実施する各種手当を給付する制度がありますが、就労が困難な障がいのある人の生活を施設から地域社会へ移行するためには、経済的支援の充実も重要な課題です。

施策の方向

- 障がいのある方の生活の安定に向け、各種年金や各種手当、税控除、医療費など制度の内容や手続きの周知を図るとともに適切な利用を促進していきます。
- 利用者負担について、本人や世帯の所得等に応じて、障がい福祉サービスの利用者負担の軽減措置を講じるとともに、町独自の助成施策を検討していきます。

2 自立と社会参加支援

自立支援法改正による改正点

障がい児を対象とした施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系（児童デイサービス等）は障害者自立支援法に基づき実施されてきましたが、平成24年4月1日の改正法の施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化されます。

これに伴い、児童デイサービスは児童発達支援に再編され、児童発達支援事業の他に放課後等デイサービスが創設されることになります。

また、18歳以上の障がい児施設入所者については、施行後は障害者自立支援法の障がい者施策により対応することになります。

障がい児支援の強化（平成24年4月1日施行）

① 児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

- ・重複障がいに対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障がい種別等にわかれている現行の障がい児施設（通所・入所）が一元化されます。
- ・通所サービスの実施主体が市町村に変わります。
※入所施設の実施主体は引き続き都道府県。

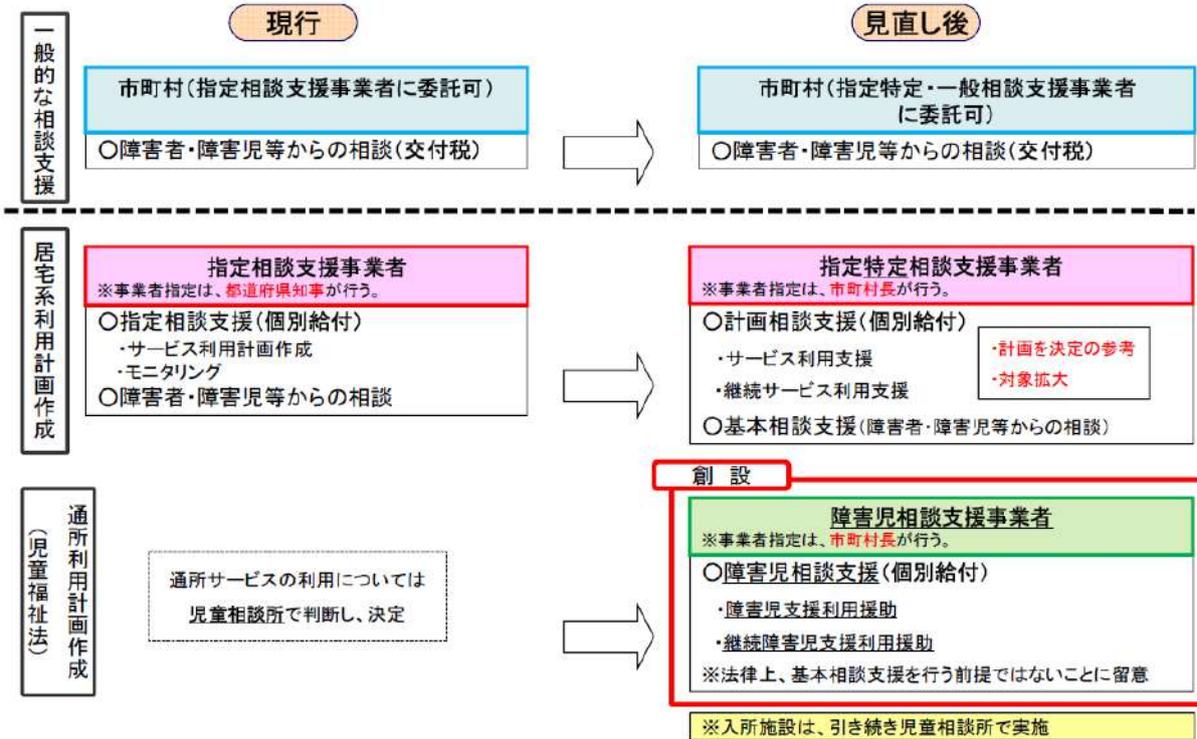
② 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

- ・学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」が創設されます。
（20歳に達するまで利用できるように特例を設けます。）
- ・保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、「保育所等訪問支援」が創設されます。

③ 在園期間の延長措置の見直し

- ・18歳以上の障害児施設入所者については障害者自立支援法に基づく制度で対応するように見直されます。
※必要な支援の継続措置に関する規定や、現在入所している者が退所させられることがないようにするための必要な規定が設けられます。

障がい児（18歳未満）の相談支援体系



資料) 障害保健福祉関係主管課長会議資料 (H23. 2. 22)

(1) 療育・教育の充実

1) 早期療育・発達支援体制の充実

現状と課題

障がい児への支援を行うには、できるだけ早期に障がいや発達の遅れを発見し、適切な療育へとつなげていくことが重要です。

障がいのある子どもが、早期に療育を受けることは、集団での生活を容易にし、将来の生活の質を大きく向上させる可能性があります。身近な地域で障がいへの受容への支援を含め療育指導・相談等が受けられるよう、新たに制度化された保育所等訪問支援の活用などにより、障がい児相談支援の充実が求められています。

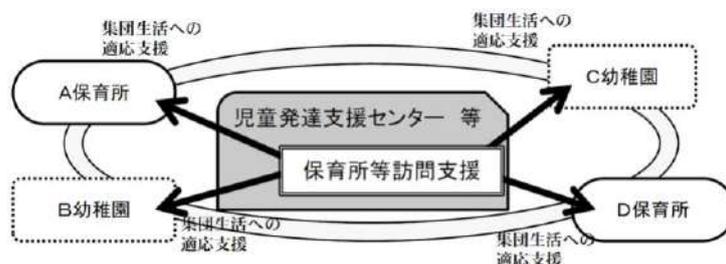
喜茂別町では、新生児訪問・乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診・5歳児健診を実施し、出生後から就学前の児について健診機会を設け、順調な成長発達を遂げるか確認する機会をもっています。

また、各健診・他母子保健事業の中で、発達に心配がある児については早期に相談機関へつなげるよう家庭訪問などで支援を実施しています。

各専門機関への相談には抵抗がある保護者や、保護者と発達課題を共有する必要性を感じている保育士や教員を対象に専門的助言を得る機会として「早期発達支援事業」を実施し、心理士への相談機会を設けています。

施策の方向

- 健診など各種母子保健事業において保健師などが的確に成長発達を確認する技術を向上させる必要性が高いことはもとより、発達の課題に気づいてから保護者と認識を共有するなど個別支援を実施していく上でも面接技術・コーディネートなど様々な高い技術が求められることから、各種研修機会への参加、町事業での支援体制の充実に向けて努力します。
- 保育所等訪問支援を積極的に活用し、保育所に通う障がい児が集団生活に適応できるように支援していきます。
- 羊蹄山ろく児童デイサービスセンターの心理士による定期訪問により、発達障がい児の早期発見や専門機関との連携を充実させていきます。



2) 障がいのある子どもの地域生活・家庭支援

現状と課題

発達の遅れや障がいのある子どもについて、身近な地域において、家族を含めた適切な支援を行っていくためのサービスの提供体制の整備が求められています。

また、障がいの有無に関わりなく分け隔てのない社会を形成していくには、幼児段階の保育所等において、障がいのある幼児と障がいのない幼児がともに遊び、学ぶ機会が拡充されることが必要です。

喜茂別町では、障がい児と保護者に対して保健師が個別対応しており、当該障がい児の児童デイサービス活用や関係機関との連絡・調整、保護者の障がい受容など総合的に相談・支援を実施しています。

また、倶知安町の「羊蹄山ろく児童デイサービス」の利用者(保護者を含む)に対しても交通費の半額を助成しています。

施策の方向

- 現在、障がいのある子どもが活用できる社会資源は、児童デイサービスが主なものとなっていますが、その他サービスの充実に向けても努力します。
- とともに育つという視点から、障がいのある子どもの発達状況や個性をふまえながら、クラス集団の中でその子どもの成長を応援できるように配慮した障がい児保育の実施を検討します。

3) 障がい児教育の充実

現状と課題

障がいのある幼児の初等教育段階への円滑な移行を進めることが求められています。そのため保育所においては「個別の指導計画」等を充実し、小学校に支援情報を適切に引き継ぐことが求められています。

また、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた就学を進めるため、本人や保護者の意向を尊重しながら、就学に関する適切で多様な情報を提供するとともに、就学後も継続して相談を充実する必要があります。

喜茂別町では、就学指導委員会や特別支援連携協議会の中で出生から就学前までの発達支援記録をもとに適切な支援が受けられるよう情報提供を行っています。

早期発達支援事業において、小学校・中学校・高校の学校教育部門も対象とし、個別事例の相談以外にも学校内での事例検討会や学習会に心理士・保健師が協力参加しています。

関係者・機関においては、児が保育所から小学校、小学校から中学校、中学校から高校へと進学する際の個別支援経過等の情報共有が課題となっており、児の将来像を描く意識と機会が十分とはいえません。特に、保育所・小学校においては、児と関わる在籍期間中の目標は設定するものの、長期的な視点で児の自立を含めた将来像（目標）を保護者や関係機関が共有するまでには至っていないのが現状です。

施策の方向

- 将来の自立に向けて各成長期の支援、さらに、総合的な支援を実施するため、育児や療育の状況が記録された「発達支援記録シート」を活用し、関係者・機関において認識・情報の共有を図ります。
- 就学指導委員会や特別支援連携協議会においては、教育・福祉・医療などの各機関が連携を密にし、本人や保護者の意向を最大限に尊重し、障がいの特性に応じ、適切な教育の場が選択できるよう、さらに就学指導を充実させていきます。
- 普通学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等を含む障がいのある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた「特別支援教育」の円滑な実施をめざし、体制の整備を図ります。

特別支援連携協議会

平成20年から保育所長、小中学校長、特別支援コーディネーター、担当課職員等で構成され、就学前から卒業後まで一貫した支援をおこなうことを目的に設置された。

(2) 雇用・就労の促進

1) 日中活動の場の確保

現状と課題

地域で生き生きと生活できるよう、障がいのある人が希望する日中活動サービスを保障することが必要です。

施策の方向

- 障がいのある人の自立した生活や社会参加を促進し、また家族等の負担を軽減するため、サービス事業所など関係機関との連携・調整を図りながら日中活動の場となる通所施設の円滑な新体系への移行を促進します。
- サービス事業者による「地域活動支援センター」を通じて、創作活動や生産活動の場の提供、社会との交流の促進等を行うとともに、日常的な相談支援、サービスの利用援助を行います。

2) 雇用・就労の促進

現状と課題

働く意思がありながら、働く場がなかったり、自分にあった仕事がなかったりするために、就労できない人を支援するには、福祉、教育、雇用部門との連携を強化し、相談・指導体制の充実に努めるとともに、就労に向けての訓練の場や働く場の確保、情報の提供、働きやすい環境についての一般企業への働きかけなどが必要となります。

施策の方向

- 地域において働く意欲を持ち、十分に働ける能力のある障がいのある方に対して、地域の中で働く場を確保することは自立をめざす障がいのある人はもとより、支援する側にも大きな課題です。企業や関係機関等との連携を図り、障がいのある方も仕事ができる施設として就労移行支援事業所や共同作業所等の設置及び一般就労への支援を促進します。

3) 障がい者雇用の拡大

現状と課題

障がいのある人が働くことを通じて経済的自立や自己実現、社会参加を図ることは重要です。

働くことを願う障がいのある人が、就労により自立した生活ができるよう、企業の障がい者雇用に対する理解の促進が必要です。

施策の方向

- 労働・福祉等の関係機関は、障がいのある人が、安定した仕事に就けるよう連携強化を図ります。
- 障害者雇用支援月間（9月）を活用し、広報を通じて事業所等に対する障がいのある人の雇用への理解と積極的な協力等について、普及啓発に努めます。
- 法定雇用率について、制度の厳正な運用を関係機関に働きかけていきます。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業等は、一定の割合（法定雇用率）以上の身体に障がいのある人又は知的障がいのある人を雇用しなければならない（精神障害者保健福祉手帳所持者を雇用している場合は、各企業の実雇用率に算定できる）とされています。

民間企業	1.8%
国、地方公共団体、特殊法人等	2.1%
都道府県等の教育委員会	2.0%

(3) 社会参加の促進

1) 移動・コミュニケーションの支援

現状と課題

障がいのある人のスポーツや文化活動は、生涯の歩みを豊かにし、多くの人と交流する意味からも、生活全体の質を高める「QOL」につながります。このような障がいのある人の社会参加を促進するため、コミュニケーションの保障と外出支援は重要な問題といえます。

障がいのある人の多くは、その障がいのために外出や社会参加が困難だったり通院等においても不便な状況におかれています。

個別の移動を促進する施策の展開等に努め、外出の容易さを高めていくことが必要です。

施策の方向

- 障がいのある方が自動車免許を取得するための教習を受ける場合、障がいのある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、取得費用の一部や改造に要する経費の一部を助成するなどの支援制度の検討を進めます。
- 障がいのある人の外出機会を増やし、社会参加を促進するため、ガイドヘルパー等の移動支援スタッフ養成の促進、積雪寒冷期における障がい者等の安全で円滑な移動のための歩道除雪等の充実を図ります。

2) 社会活動への参加促進

現状と課題

社会の一員として成長するためには、学校や職場以外の活動にも参加して視野を広げることが大切です。そのため、障がいのある人が気楽に参加できる社会的な条件整備が必要です。

施策の方向

- リハビリテーション、健康の維持・増進、体力づくりとともに、活動を通じた交流・仲間づくりをめざして、障がいのある人が取り組みやすいスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。
- 文化祭など文化活動の場を活用し、障がいのある人の参加支援をしていきます。

3) ボランティア活動の促進

現状と課題

現在、福祉関係では8団体がボランティア活動をしています。支援を必要とする人とボランティア活動を希望する人との調整を図る体制づくりが重要となります。

施策の方向

- ボランティア活動に関する情報や参加機会の提供、各種研修会の開催、各団体のネットワーク化の促進など、ボランティア活動の中核をなす社会福祉協議会のボランティアセンター機能を高め、住民のボランティア活動を推進します。

4) まちづくりへの参画促進

現状と課題

喜茂別町では町民総意のまちづくりの実現をめざし、住民主体のまちづくりを進めています。障がいのある人のニーズをまちづくりに反映するには、障がいのある人自身がまちづくり活動へ積極的に参加することが必要です。

施策の方向

- 障がい福祉施策の立案及び推進に当たっては、障がいのある人の意見を反映するとともに、ニーズに配慮します。

3 支えあうまちづくり

(1) こころのバリアフリー

1) 福祉教育・福祉学習の充実

現状と課題

障がいのある人に対する正しい理解を深めるために、幼いときから双方がふれあいの体験を重ねることが重要です。

施策の方向

- とともに育つという視点を大事にし、就学前の子どもたちや小学校・中学校で、障がいのある子どもと一緒にクラスで活動することや、障がいのある人とふれあう機会を設け、幼い時期から、思いやり、助けあいの気持、認めあうところなどを育てます。
- 小・中学校の「総合学習」や「職場体験学習」において、福祉施設や保育所などで体験学習することにより、児童生徒の思いやる心、慈しむ心の醸成につながります。
- 一人でも多くの町民が福祉に関心を持ち、思いやりや助け合いの精神を理解し、自らが積極的に福祉活動をすることができるように、座談会などの場を設け、地域で福祉について学習する機会を提供するとともに、その中から喜茂別町における問題点や課題を洗い出し、今後の対応策を検討していく仕組みを検討します。

2) 理解と交流の推進

現状と課題

「障がいのある人」の障がいの種類や程度も様々であり、それぞれの生きにくさ、暮らしにくさを正しく理解するのは容易なことではありませんが、ふれあいの機会を増すことにより、相互理解を進めていく必要があります。

施策の方向

- 各種講座やイベントへの障がいのある人の参加を促進し、交流・ふれあいの機会の拡大を図るとともに、手話通訳者の派遣や移動支援の利用促進などにより、障がいのある人が参加しやすい環境づくり、体制整備に努めます。
- ボランティア活動の促進によるふれあい交流の機会の拡大に努めます。

3) 公共サービス従事者の障がい者理解の推進

現状と課題

人権問題を正しく認識し、それぞれの立場〔障がいのある人(児)〕において適切な対応が行われるように、また、体験型等の実習によって、相手の立場に立った判断が行われるように、職員の資質の向上を図る必要があります。

施策の方向

- すべての分野で、障がいのある人を視野に入れた施策を積極的に進めるため、障がい者保健福祉にかかわる職員をはじめ一般職員についても、職場での福祉研修の充実、福祉ボランティア体験、疑似体験などの研修を検討し、障がいのある人に対する正しい理解と福祉意識の向上に努めます。

(2) やさしいまちづくり

1) 外出しやすいまちづくり

現状と課題

障がいのある人が地域の中で自立して生活し、積極的に社会参加していく上で、障がいのある人を含め、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを進めていくことが求められています。

障がいのある人だけの問題でなく、誰にとっても外出しやすいユニバーサルの視点での環境整備を進める必要があります。

施策の方向

- どのような人にとっても利用しやすい物的環境を地域において整備していくことも重要なことであり、道路、施設、移動手段など外出しやすい生活環境の整備を地域全体で総合的に推進します。

2) 公共施設のバリアフリー

現状と課題

喜茂別町の公共施設における障がい者向けの施設整備状況は、役場に障がい者対応のトイレが未整備など、バリアフリー化は十分とはいえません。

施策の方向

- 障がいのある人や高齢者に配慮した建築物や道路、公園などの整備に努めるとともに、バリアフリー化を推進するために「新バリアフリー法」及び「北海道福祉のまちづくり条例」に基づいた施設整備・改善を公共建物、公園などの公共施設から先導的に進め、民間施設への波及を図ります。

3) やさしい居住環境づくり

現状と課題

障がいのある人が地域の中で暮らしていくためには、障がいがあっても自立が促進される住宅の整備が必要不可欠です。

喜茂別町では、公営住宅を約 200 戸（うち、高齢者向け公営住宅は約 30 戸）管理しており、近年は障がいのある人や高齢者が安心して生活できるようなバリアフリー化が進められています。

住みやすい公営住宅やケア付住宅の整備などが急がれます。

施策の方向

- 高齢者向け公営住宅は、加齢等による身体機能の低下等に対応した仕様で建設してありますが、今後は、障がいのある人等のニーズを的確に把握し、構造・設備に安全性と利便性が備わった住宅の建設を進めます。
- 日常生活をより安全・快適に送ることができるように住宅改造の助成を行う生活福祉資金、身体障害者住宅整備資金などの周知を図るとともに、新たな貸付制度の調査・研究を行います。
- 市街地の空き店舗など既存社会資源の有効活用を図るとともに、計画的なグループホーム、ケアホームの整備を促進します。

4) 情報のバリアフリー

現状と課題

光回線で結ばれた、簡単な操作で町内にテレビ電話をかけたり、音声と画面で情報を告知することのできる IP 端末を希望する世帯に設置しています。

施策の方向

- 双方向性、操作性の高さといった IP 端末の特徴を生かし、障がいのある方の情報リテラシー（情報活用能力）の向上を目指していきます。

5) 安全対策

現状と課題

障がいのある人が地域の中で安心して生活できるよう、防犯・防災対策が適切に講じられていることが大切です。

喜茂別町においては、火災、急病等の緊急時の他、台風等による風水害・地震・雪害・土砂災害の発生等が懸念されているところであり、これらに対し、適切な対応が図られるよう緊急通報システムの試験的な導入が行なわれています。

また、平成18年度から防災避難訓練を実施し、地域防災計画等に基づく各種対策の実効性を高めているところですが、高齢者世帯や障がいのある人などに対しては、さらに特段の配慮が求められます。

防災対策として、災害時に「安全確認に来てくれる人」、「避難誘導の援助をしてくれる人」など、人的支援を中心として全町的な地域ネットワークの形成が望まれます。

現在、喜茂別町では、ひとり暮らしの高齢者宅に緊急通報システムを試験的に設置するなど、緊急時の安全確保策を講じていますが、今後、障がいのある方等にも緊急時の通報等に対する対策を講じていくことが必要です。

また、プライバシーにも配慮しつつ地域における障がいのある人等の実態把握に努め、近隣住民等による救援体制の確立などに努めることが必要です。

施策の方向

- 防災教育、防災訓練や火災訓練を通じて防災知識や防火意識の普及・向上を図ります。
- 災害発生時やその他の緊急時には、災害弱者である障がいのある方等の避難・救出活動がスムーズに実施できるよう、地域における自主防災組織の活動を支援します。
- 災害時における迅速な救助活動を行うため緊急通報システムの拡大を図るとともに、関係機関との連携を強化を図ります。
- 障がいのある方の実態や地域の実情をプライバシーに配慮しながら、整理・把握し、災害時要援護者マップを作成し災害時の的確な対応を図ります。
- 各家庭に設置されたＩＰ端末を活用した、緊急・災害時の情報提供のあり方を検討していきます。

第5章 障がい福祉計画

1 基本的な考え方

「第2期障がい福祉計画」策定にあたって国から示された「基本指針」では、障がい福祉計画作成にあたって配慮すべき基本的理念として次の3点が掲げられており、この理念は第3期においても引き継がれることとなっています。

【基本的理念】

1 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がい者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進める。

2 実施主体の市町村への統一と三障がいに係る制度の一元化

障がい福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障がい、知的障がい及び精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障がい者等に対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のあるサービス水準の均等を図る。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

また、国の基本指針では、障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方として次の4点を示し、数値目標を設定し、計画的な整備を行うことを求めています。

【基本的考え方】

1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

立ち後れている精神障がい者等に対する訪問系サービスの充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する

2 希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障

いわゆる小規模作業所の利用者の法に基づくサービスへの移行等を推進するとともに、希望する障がい者に日中活動系サービスを保障する。

3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。

4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。

喜茂別町においては、以上のような国の基本指針を踏まえるとともに、障がい者計画で掲げる基本理念、基本的な視点（基本目標）の実現に向けて、障がい福祉サービスの提供に努めていきます。

2 障がい福祉サービスの実施状況

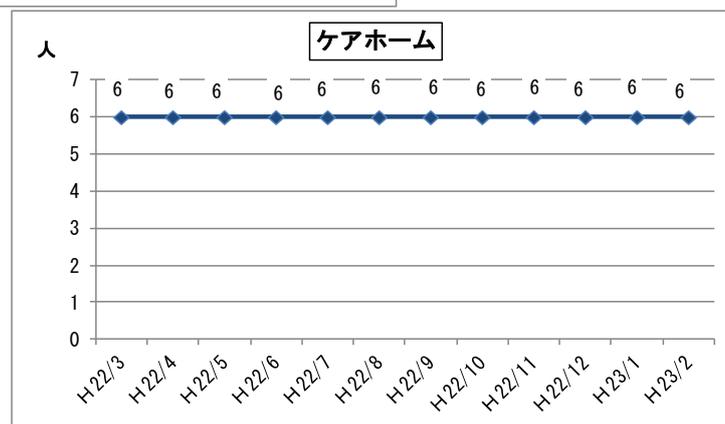
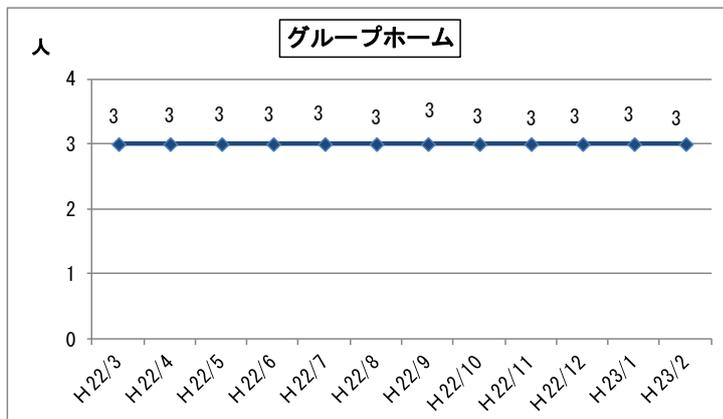
(1) 居住系サービス

1) 共同生活援助（グループホーム）：訓練等給付

2) 共同生活介護（ケアホーム）：介護給付

単位：人/月

区分	計 画			実 績		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活援助 (GH)	9	9	9	3	3	3
共同生活介護 (CH)				6	6	6



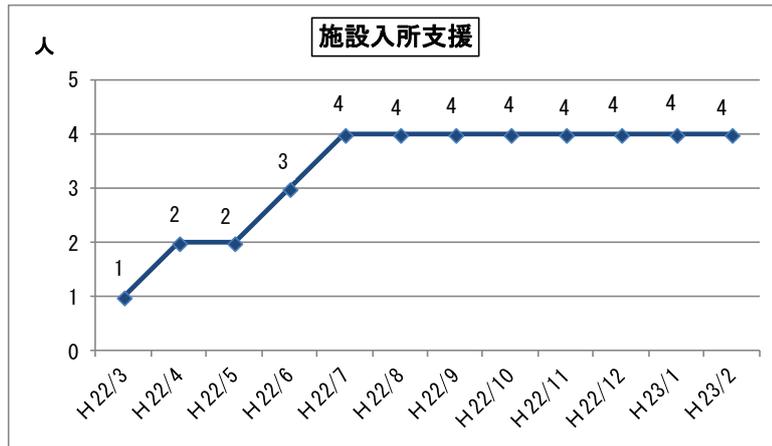
■グループホーム・ケアホーム利用状況 (平成23年8月現在 単位:人)

施設の区分		入所人数	内数
グループホーム・ケアホーム		9	
内 訳	のぞみ(札幌)		1
	ふたばの里(喜茂別町)		4
	地域サポートセンターふれんど(洞爺湖町)		1
	社会福祉法人 札幌緑花会地域支援センターゆう(小樽市)		2
	富川自向寮(日高町)		1

3) 施設入所支援

単位：人/月

計 画			実 績		
平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
10	12	13	2	4	4



平成23年の障害者施設の入所・通所状況は次の表のとおりです。

■身体障害者施設入所状況(平成23年8月現在 単位:人)

施設の区分		入所人数	内数
身体障害者更生施設(旧法)		2	
内訳	大滝わらしべ園(胆振)		1
	北湯沢リハビリセンター更生部〔胆振〕		1
身体障害者入所授産施設(旧法)		1	
内訳	北海道博愛舎(空知)		1

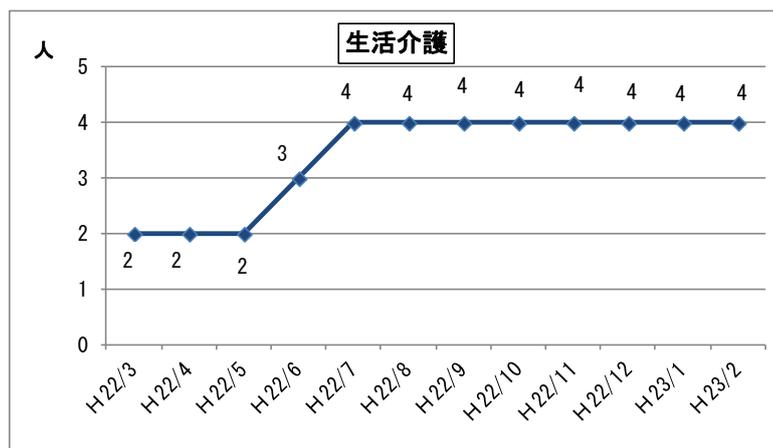
■知的障害者施設入所・通所状況(平成23年8月現在 単位:人)

施設の区分		入所人数	内数
知的障害者更生施設(入所)		7	
内訳	愛和の里きもべつ(後志)		7
知的障害者更生施設(通所)		9	
内訳	富川自向寮(第1分場)(日高)		1
	愛和の里きもべつ(後志)		8
知的障害者授産施設		1	
内訳	太陽の園		1

(2) 日中活動系サービス

1) 生活介護：介護給付

区分	単位	計 画			実 績		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	(人/月)	13	14	17	2	3	5
利用量	(人日/月)	294	326	386	25	75	105



2) 自立訓練（機能訓練）：訓練等給付

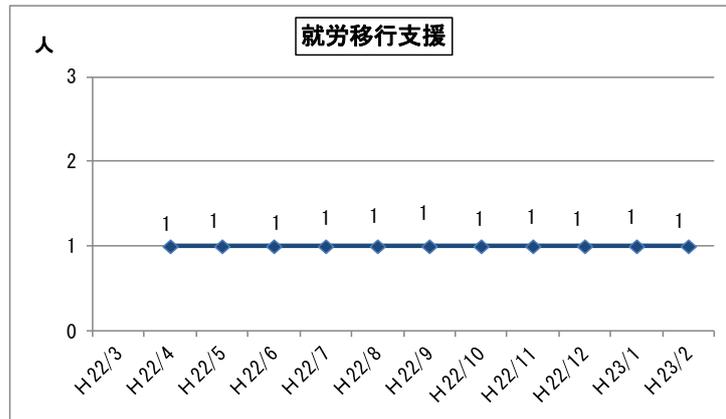
区分	単位	計 画			実 績		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	(人/月)	1	1	1	0	0	0
利用量	(人日/月)	11	11	13	0	0	0

3) 自立訓練（生活訓練）：訓練等給付

区分	単位	計 画			実 績		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	(人/月)	2	2	4	1	0	0
利用量	(人日/月)	36	43	58	22	0	0

4) 就労移行支援：訓練等給付

区分	単位	計 画			実 績		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	(人/月)	2	2	3	0	1	1
利 用 量	(人日/月)	32	38	50	0	22	22

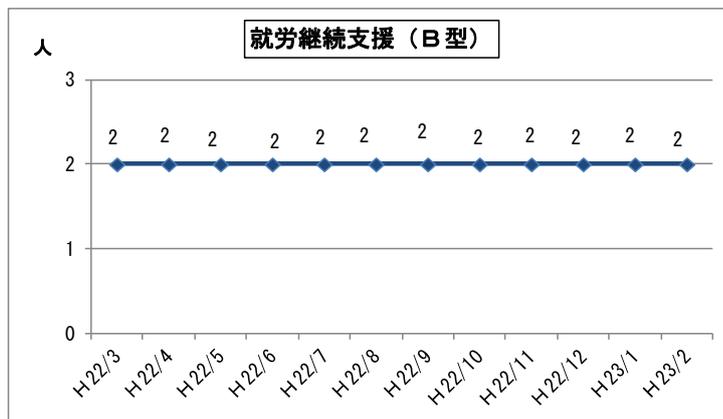


5) 就労継続支援（A型）：訓練等給付

区分	単位	計 画			実 績		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	(人/月)	1	1	1	0	0	0
利 用 量	(人日/月)	7	11	13	0	0	0

6) 就労継続支援（B型）：訓練等給付

区分	単位	計 画			実 績		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	(人/月)	4	6	7	2	2	3
利 用 量	(人日/月)	88	111	154	44	44	66



7) 療養介護：介護給付

区分	単位	計 画			実 績		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	(人/月)	0	0	0	0	0	0

8) 児童デイサービス：介護給付

区分	単位	計 画			実 績		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	(人/月)	1	1	2	4	2	2
利 用 量	(人日/月)	19	22	25	83	33	44

平成23年度現在、2人が「羊蹄山ろく児童デイサービス」を利用しています。

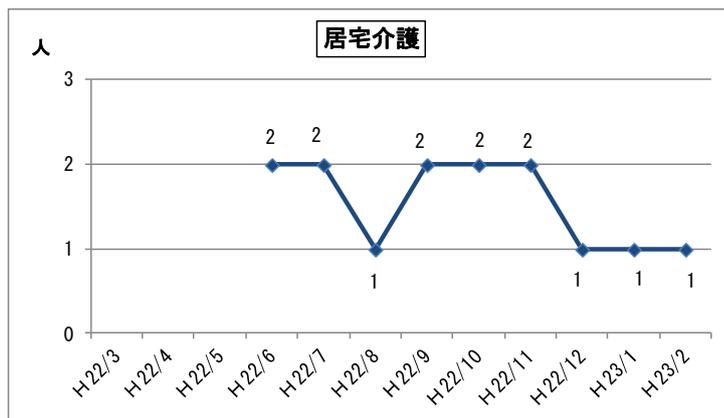
9) 短期入所：介護給付

区分	単位	計 画			実 績		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	(人/月)	1	1	1	0	0	0
利 用 量	(人日/月)	22	22	22	0	0	0

(3) 居宅生活支援サービス

1) 居宅介護（ホームヘルプ）：介護給付

区分	単位	計 画			実 績		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	(人/月)	0	2	3	0	1	2
利用時間	(時間/月)	50	44	66	0	25	44



2) 重度訪問介護：介護給付

区分	単位	計 画			実 績		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	(人/月)	0	0	0	0	0	0
利用時間	(時間/月)	0	0	0	0	0	0

3) 行動援護：介護給付

区分	単位	計 画			実 績		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	(人/月)	0	0	0	0	0	0
利用時間	(時間/月)	0	0	0	0	0	0

(4) 相談支援等

1) サービス利用計画作成費（指定相談支援）

区分	単位	計 画			実 績		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	(人/月)	0	0	0	0	0	0

2) 補装具費の給付

区分	単位	計 画			実 績		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
件数 (件/年)	者	10	10	10	10	13	6
	児	0	0	0	0	0	1

3) 自立支援医療費の給付

区分	単位	計 画			実 績		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	(人/年)	15	16	15	17	16	15

※平成23年度は、平成23年10月現在

(5) 地域生活支援事業

1) コミュニケーション支援事業（必須事業）

区分	計 画			実 績		
手話通訳者派遣事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用者数(人/月)	0	0	2	0	0	0

2) 日常生活用具給付等事業（必須事業）

区分	計 画			実 績		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護訓練支援用具	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	1	1	1	0	0	0
在宅療養等支援用具	0	0	0	0	1	0
情報・意思疎通支援用具	0	1	1	0	1	0
排泄管理支援用具	84	84	60	58	78	42
住宅改修費	1	1	1			

3) 移動支援事業（必須事業）

区 分	計 画			実 績		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数(人/月)	1	1	1	1	1	1
延利用時間数(時間/年)	24	24	24	141	351	360

4) 地域活動支援センター事業（必須事業）

区 分	計 画			実 績		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
延利用日数(日/年)	0	0	0	0	0	0

(6) その他の事業

1) 在宅寝たきり老人等入浴サービス事業（在宅福祉サービス）

区 分	計 画			実 績		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
延べ回数(回/年)	0	0	0	0	0	0

3 平成 26 年度の数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標

1) 基本指針に定める数値目標

項目	基準時点	終了時点	第3期計画の数値目標の基本となる数値	備考
地域移行者数	平成17年 10月1日	平成26年度 末	3割以上	※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。
入所者の削減数			1割以上	

2) 数値目標

項目	数値	考え方
入所者数(人)	14人	平成17年10月1日の施設入所者数
目標年度(H26年度)の地域生活移行者数(人)	4人	平成17年10月1日の施設入所者数のうち、平成26年度末において3割以上(※仮設定)の者が、施設入所からグループホーム等の地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。
目標年度の(H26年度)の減少見込数(人)	3人	平成26年度末の施設入所者数が、平成17年10月1日の施設入所者から18%以上(※仮設定)減少することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

1) 基本指針に定める数値目標

項 目	第 3 期計画の数値目標の基本となる考え方
福祉施設から一般就労への移行	● 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、 <u>平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本</u> として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

2) 数値目標

項 目	数 値	考 え 方
平成17年度の一般就労移行者数	0 人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度(H26 年度)の年間一般就労移行者数	1 人	特別支援学校卒業者(現在、在学中)

(3) 就労移行支援事業の利用者数

1) 基本指針に定める数値目標

項 目	第 3 期計画の数値目標の基本となる考え方
就労支援事業の利用者数	● 平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、 <u>2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本</u> として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

2) 数値目標

項 目	数 値	目 標 値 設 定 に 関 す る 考 え 方
福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業を利用する人数(人)	27 人	施設から聴き取りと実績を踏まえて設定
うち就労移行支援を利用している人数 【目標値】	1 人 (4%)	施設等の聞き取りにより把握

(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

1) 基本指針に定める数値目標

項 目	第3期計画の数値目標の基本となる考え方
就労支援事業の利用者数	●平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

2) 数値目標

項 目	数 値	目標値設定に関する考え方
平成26年度末の就労継続支援(A型)事業及び(B)型の利用者	5人	
うち就労継続支援(A型)を利用している	0人 (0%)	これまでのところ、就労継続支援 A を利用できそうな利用者の見込みが立っていない。

4 サービスの見込み量

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	24年度(見込)	25年度(見込)	26年度(見込)
1 療養介護	利用者数(人)	1	1	1
2 生活介護	利用者数(人)	21	21	21
	利用量(人日/月)	462	462	462
3 自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0
4 自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0
5 就労移行支援	利用者数(人)	1	1	1
	利用量(人日/月)	22	22	22
6 就労継続支援(A型)	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0
7 就労継続支援(B型)	利用者数(人)	5	5	5
	利用量(人日/月)	110	110	110
8 短期入所	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0
合 計	利用者数(人)	28	28	28
	利用量(人日/月)	594	594	594

1) 療養介護

主な対象者	実施内容
医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障がい程度区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がいのある人で、障がい程度区分5以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

2) 生活介護

主な対象者	実施内容
常に介護を必要とする人で、 ①49歳以下の場合は、障がい程度区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合は、障がい程度区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。

3) 自立訓練（機能訓練）

主な対象者	実施内容
<p>①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人</p> <p>②特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人</p>	<p>地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）</p>

4) 自立訓練（生活訓練）

主な対象者	実施内容
<p>①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人</p> <p>②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人</p>	<p>地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます。）</p>

5) 就労移行支援

主な対象者	実施内容
<p>一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人</p>	<p>一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます。）</p>

6) 就労継続支援（A型）

主な対象者	実施内容
<p>就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で(利用開始時に65歳未満)</p> <p>①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人</p>	<p>通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>

7) 就労継続支援 (B型)

主な対象者	実施内容
<p>就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人</p> <p>①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人</p> <p>②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人</p> <p>③50歳に達している人</p> <p>④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人</p>	<p>通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>

8) 短期入所

主な対象者	実施内容
<p>居家で介護を行う人が病気やその他の理由により障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人</p>	<p>障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。</p>

(2) 居住系サービス量の見込み

① サービス見込み量

サービス種別		単位	24年度(見込)	25年度(見込)	26年度(見込)
1	共同生活援助 共同生活介護	利用者数(人)	13	13	13
2	施設入所支援	利用者数(人)	18	18	18
合計		利用者数(人)	31	31	31

② サービス整備見込み量

サービス種別		単位	22年度 (実績)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
1	共同生活援助 共同生活介護	定員数(人)	9	9	9	9

1) 共同生活援助（グループホーム）

主な対象者	実施内容
障がい程度区分が区分1以下に該当する身体障がい者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前までに障がい福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、知的障がい者及び精神障がい者。	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活の上の援助を行います。

2) 共同生活介護（ケアホーム）

主な対象者	実施内容
障がい程度区分が区分2以上に該当する身体障がい者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前までに障がい福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、知的障がい者及び精神障がい者。	共同生活を営むべき住居に入居している障がい者に対し、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

3) 施設入所支援

主な対象者	実施内容
①生活介護利用者のうち、障がい程度区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。 （自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます）

(3) 訪問系サービス量の見込み

サービス種別		単位	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
1	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障がい者等包括支援 同行援護	利用時間数 (時間/月)	45	45	45
		利用者数(人)	3	3	3

1) 居宅介護 (ホームヘルプ)

主な対象者	実施内容
障がいのある人 (障がい程度区分1以上)	障がいのある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。

2) 重度訪問介護

主な対象者	実施内容
重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人 (障がい程度区分4以上)	障がいのある人の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。

3) 行動援護

主な対象者	実施内容
知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人 (障がい程度区分3以上)	障がいのある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。

4) 重度障害者等包括支援

主な対象者	実施内容
常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人 (障がい程度区分6)で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がいのある人で、 ・ALS患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス (居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等) を包括的に提供します。

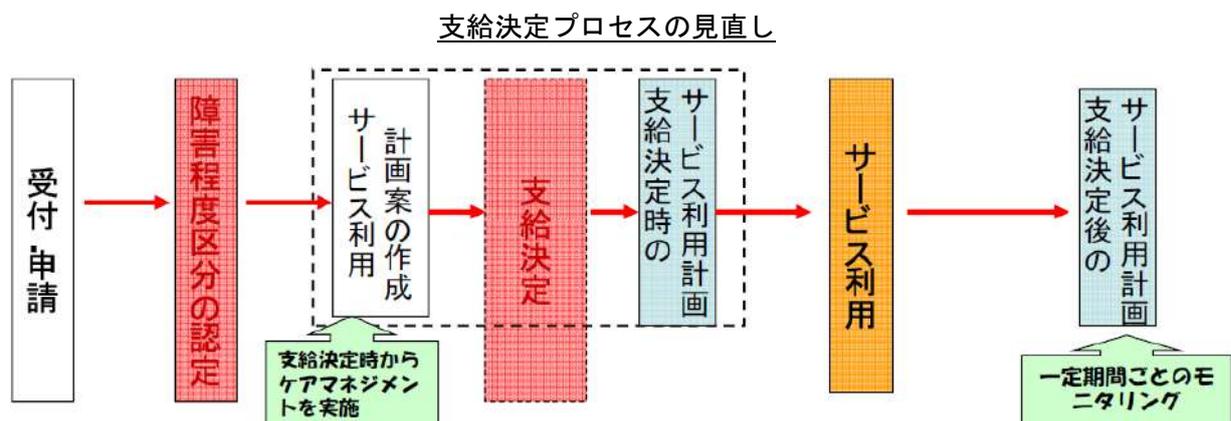
5) 同行援護

主な対象者	実施内容
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人	移動時や外出先で視覚的情報の支援 (代筆・代読を含む) や移動の援護、排せつ、食事等の介護等を行います。

(4) その他のサービス

支給決定プロセスの見直し等

- 障がい福祉サービスの利用にあたって支給決定を行う前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするように方法が見直されました。
- このため、サービス等利用計画作成の対象者は大幅に拡大されます。



地域移行支援・地域密着支援の個別給付化

- 地域での生活へ移行する人や地域における生活を定着させる必要のある人を対象とした相談支援体制が充実されます。（地域移行支援・地域定着支援の個別給付化。）

地域移行支援・地域定着支援のイメージ



1) 計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）

主な対象者	実施内容
障がい福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がいのある人 障がい福祉サービスを利用する18歳未満の障がいのある人	サービス利用支援は障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

現在入院・入所している障がい者が、地域生活へ移行する際に計画的・包括的な支援を必要とする方や、既に支給決定されている利用者であって、複数のサービスを組み合わせる必要のある障がい者に対して計画的なプログラムの作成を行うサービスです。

法改正により、支給決定の見直しが行われ、対象範囲が拡大されます。障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者が対象になり、町はサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うこととなります。

サービス種別	単位	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
1 計画相談支援	利用者数(人)	5人	8人	6人

2) 地域移行支援

主な対象者	実施内容
障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障がいのある人 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入所している精神障がいのある人	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。

サービス種別	単位	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
2 地域移行支援	利用者数(人)	0人	2人	0人

3) 地域定着支援

主な対象者	実施内容
居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人	対象となる障がいのある人と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

サービス種別	単位	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
3 地域定着支援	利用者数(人)	0	2	0

※計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、国の詳細な実施方針等が示されていないため、今後内容を変更する場合があります。

4) 補装具費の給付

主な対象者	実施内容
補装具を必要とする身体に障がいのある人	身体に装着(装用)することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される補装具(義肢、車いす等)の購入費、修理費の給付を行います。

サービス種別		単位	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
4 補装具の給付	者	利用者数(人)	11	11	11
		利用件数(件)	11	11	11
	児	利用者数(人)	0	1	0
		利用件数(件)	0	1	0

5) 自立支援医療費の給付

身体に障がいのある児童の健全な育成と生活能力を得るために必要な医療(旧育成医療)、身体障がい者の自立と社会参加と更生のために必要な医療(旧更生医療)、精神障がいの適正な医療のために行われる医療で入院しないで受ける精神医療(旧精神障がい者通院医療)にかかる費用の一部を給付するサービスです。

主な対象者	実施内容
従来の更生医療、育成医療、精神通院医療の対象者であって一定所得未満の者(対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり)	自己負担については1割負担(一定所得以上は公費負担の対象外)。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。また、入院時の食費(標準負担額)については自己負担。

サービス種別	単位	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
5 自立支援医療費の給付	利用者数(人)	13	13	13

(5) サービス提供の考え方

サービスの利用を希望する障がいのある人自らが、必要とするサービスを主体的に選択することができるよう、町内サービス事業所への指導・助言や各種支援を通じて、新しいサービス事業体系への移行を図るとともに、民間事業者や NPO 等の参入を促進し、質・量とも充実したサービス提供基盤の確保に努めます。

1) 在宅生活支援サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の訪問系4サービスについては、障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、町内の事業所を中心とするサービス提供体制の充実に努めるとともに、ヘルパー等の資質の向上を図ります。

短期入所については、利用者が必要とするときに利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受け入れ体制の充実に努めます。

2) 日中活動の場となるサービス

介護給付における生活介護と療養介護、訓練等給付における自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援の日中活動系サービスについては、関係事業者との調整のもと、経過措置が終了する平成23年度末までに新事業体系への移行、サービス提供を促進していきます。

3) 生活の場となるサービス

障がいのある人の地域における生活の場を確保していくため、障害者自立支援法に基づく共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)の新規開設について、運営法人等と協議・検討していきます。

障害者自立支援法に基づく施設入所支援については、広域的な調整のもと、経過措置が終了する平成23年度末までに新事業体系への移行、サービス提供を促進していきます。

4) その他

障がい福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画の作成等を行う「相談支援」については、相談支援事業者によるサービス提供を図ります。

5 地域生活支援事業の実施内容と見込み量

(1) 地域生活支援事業のサービスの実施内容

地域生活支援事業は、障害者自立支援法に基づいて新たに創設され、自立支援給付による各種の障がい福祉サービスや支援事業とともに、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的な自立支援システムの一翼を担う重要な事業です。

また、地域生活支援事業は市町村・都道府県が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況等に応じて、市町村等が必要と思われる事業を選び、実施することができますが、障害者自立支援法では、以下の必ず実施しなければならない事業を定めています。

- 相談支援事業
- コミュニケーション支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業

1) 相談支援事業

【実施内容と対象者】

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や家族、介護（介助・支援）を行う人などからの相談に応じて、必要な情報提供や助言、権利擁護のための必要な援助等を実施します。

①. 障害者相談支援事業

障がいのある人からの相談に応じ、情報の提供、助言、障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止と早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

基幹相談支援センターについては、羊蹄山麓7町村で連携し、より専門性の高い相談を行うため、法人へ事業委託をします。

【主な事業内容】

- ①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ②ピアカウンセリング
- ③権利の擁護のために必要な援助
- ④地域自立支援協議会の運営 など

②. 地域自立支援協議会

相談支援事業を効果的に実施するため、相談支援事業者、サービス事業者、雇用、教育など、関連する分野の関係者を含めたネットワークを構築し、地域における障がいのある人等を支えるための仕組みづくりの中核的役割を果たすものとして設置しています。

【地域自立支援協議会の主な事業内容】

- ①中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施
- ②困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ④権利擁護等の分野別のサブ協議会等の設置、運営 など

2) コミュニケーション支援事業

【実施内容と対象者】

聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳などの方法により、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。

事業名	主な内容・対象者など
手話通訳者等派遣事業	聴覚障がいや音声・言語機能に障がいのある人が公的機関・医療機関などでの社会生活上、必要な用務が円滑に行われるよう手話通訳者等を派遣します。

3) 日常生活用具給付等事業

【実施内容と対象者】

重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人に対して、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成します。

事業名	主な内容・対象者など
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
住宅改修費	障がいのある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

4) 移動支援事業

【実施内容と対象者】

屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。

事業名	主な内容・対象者など
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上に必要な外出および余暇活動などの社会参加のための移動に必要な支援を行います。

5) 地域活動支援センター

【実施内容とサービス提供の考え方】

地域活動支援センターの（創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う）基礎的な事業を、事業所に委託して実施します。

	類型	主な事業内容
基礎的な事業		創作的活動、生産活動、社会との交流の促進
機能強化事業	I型	専門職員を配置し、地域の社会基盤との連携強化を図りつつ、障がい理解に向けた啓発事業等を実施します。また、相談支援事業をあわせて実施します。
	II型	雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練や入浴等のサービスを実施します。
	III型	地域の障がいのある人のために、小規模通所（共同）作業所的な事業を行います。

(2) 地域生活支援事業の見込量

事業名	単位	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)
(1) 相談支援事業				
①相談支援事業				
ア障がい者相談支援事業	箇所数	1	1	1
イ基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
ウ地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
②市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	無
③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
④成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
(2) コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置 人数(人)	0	0	0
	手話・要約筆記実 利用者数(人)	0	0	0
(3) 日常生活用具給付等事業				
① 介護・訓練支援用具	件数	0	0	0
② 自立生活支援用具	件数	1	1	1
③ 在宅療養等支援用具	件数	1	1	1
④ 情報・意思疎通支援用具	件数	1	1	1
⑤ 排泄管理支援用具	件数	60	60	60
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数	1	1	1
(4) 移動支援事業	実利用者数(人)	1	1	1
	延べ利用時間数 (時間)	30	30	30
(5) 地域活動支援センター				
① 自市町村所在分	実施箇所数	0	0	0
	実利用者数(人)	0	0	0
② 他市町村所在分	実施箇所数	1	1	1
	実利用者数(人)	1	1	1
(6) その他事業				
日中一時支援事業	実施箇所数	0	0	0
	実利用者数(人)	0	0	0
(7) その他事業				
①手話奉仕員	(人)	0	0	0
②要約筆記奉仕員	(人)	0	0	0
③点訳奉仕員	(人)	0	0	0
④朗読奉仕員	(人)	0	0	0

(3) 地域生活支援事業のサービス提供体制

事業名		実施方法	対象者	利用者負担	事業の概要
相談支援事業	障害者相談支援事業(一般相談)	直営	障がい者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者	—	障がい者の福祉サービスの利用援助(情報提供・相談・権利擁護のために必要な援助)
	基幹相談支援センター	委託	障がい者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者		自ら、障がい者等の相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援
	地域自立支援協議会	直営	構成メンバー：障がい者関係団体、学識経験者、福祉関係者、一般公募者等	—	相談支援事業の実施に関し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等の推進
コミュニケーション支援 手話通訳者等派遣事業		委託	聴覚障がい者等	無料	手話通訳者等を派遣
日常生活用具給付等事業		直営	重度の身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者であって当該道具を必要とする者	1割	重度障がい者(児)に対し、日常生活用具を給付又は貸与
移動支援事業		一部委託	障がい者であって外出時に移動の支援が必要と町が認めた者	1割	屋外での移動が困難な障がい者(児)に外出支援
地域活動支援センター 基礎的事業		委託予定	障がい者等	1割	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与

第6章 計画の推進

本計画の推進にあたっては、障がいや障がいのある人についての理解を深めていくとともに、住民、ボランティア、関係機関、各種団体、民間企業などの協力が不可欠です。広く本計画の周知を図り、行政と住民等がそれぞれの役割を担いながら、一体となって施策が展開される必要があります。

また、本計画を実現するためには、関連する施策の横断的な展開が必要であり、関係各課はもとより、関連機関との相互協力が求められます。

さらに、本計画を効果的に推進していくため、事業の計画的実施を図るとともに、今後、計画の進捗状況の評価ならびに見直し等について、検討する必要があります。

1) 計画の周知・広報

住民、関係機関、行政等が一体となって障がい者施策を推進していくため、広報やホームページ等に掲載し、本計画の周知及び普及を図るとともに、障がいや障がいのある人についての正しい理解を啓発していきます。

2) 関係各課・関係機関の連携

本計画は障がい者福祉の基本計画であり、計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等様々な分野にわたっています。

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、担当課が中心となり、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、医療機関、保健福祉機関、教育機関等の相互協力のもと、本計画の推進を図ります。

3) 人材の育成

障がい福祉サービス等の提供にあたり基本となるのは人材であり、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保、人材の質量確保などに努めます。

4) 計画の策定後の点検・推進体制

基本理念に基づく目標を達成し、障がいのある人の生活を総合的に支えるため、利用者本位のサービス提供が進められるよう、質の向上を図り、障がい福祉計画のサービスの確保状況、数値目標の達成状況を把握するとともに、その客観的評価を踏まえ、推進状況を点検し、次期計画に反映させていきます。

資料編

(1) 用語解説

<あ行>

【IADL】(Instrumental Activities of Daily Living) → 手段的日常生活動作

【アドボカシー】(advocacy) → 権利擁護

【インクルージョン】(inclusion)

インクルーディング(including)すなわち、包み込む、包含する、部分を含むということをいいます。

障がいのある人を含むすべての人が、学校や地域社会で必要とする個々のニーズに応じた適切な支援を保障され、教育を受けたり生活したりすることを意味します。教育の場では、「包括教育」ともいいます。

【インフォーマルサービス】

フォーマル(制度的)サービスに対し、公的制度に基づかない多様な形態のサービスを総称したもの。具体的には、近隣や地域社会、ボランティア、NPO等の行うサービス。フォーマルサービスは公的機関の制度に基づいて実施され、社会福祉サービスの基幹的な部分を形成しますが、一定の基準によるため画一的な面が強くなります。これに対して、インフォーマルサービスは、個々の利用者の置かれている環境やニーズを踏まえた機動性のある弾力的なサービスを提供することができます。

【ADL】(Activities of Daily Living ; ADL) → 日常生活動作

【ALS (筋萎縮側索硬化症)】(Amyotrophic Lateral Sclerosis)

ALSは、脳から脊髄まで信号を伝える上位運動ニューロンと、それを受けて脊髄から信号を発し筋肉を収縮させる下位運動ニューロンが、選択的にかつ進行性に変性し消失していく原因不明の病気。筋萎縮と筋力低下が特徴的な病気で、初期には手足がやせたり力が入らなくなります。筋萎縮は徐々に全身に広がり、歩行困難になるほか、言語障がい、嚥下障がい、呼吸障がいに及びます。介護保険制度における特定疾病の一つ。

【NPO（民間非営利団体）（non-profit organization）】

ボランティア活動などに取り組む民間の営利を目的としない団体。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。平成10（1998）年12月施行の特定非営利活動促進法（NPO法）によって、法人格が与えられることになりました。非営利組織。民間非営利組織。

【エンパワメント】

社会的な制約のもとで、主体的な生き方が困難な状況になりがちであった障がいのある人自身が力をつけて自己選択・自己決定を可能とし、自分自身の人生の主人公になれるようにという観点から、あらゆる社会資源を再検討し、条件整備を行っていかうとする考え方。

【オストメイト】

オストメイトとは、人工肛門や人工膀胱（これをストマという）を腹部に造設した人のことです。

＜か行＞

【介護福祉士】

身体や精神の障がいにより日常生活を営むのに支障がある人に、入浴、排せつ、食事などの介護を行い、また、介護サービス利用者や介護者に対して、介護に関する指導をします。国家資格で、法律により業務が定められています。

【ガイドヘルパー（外出介護員）】

障がい者の外出を支援する人。重度の視覚障がい者や脳性麻痺などの全身性障がい者の社会参加を助けるために、外出時の移動介助（ガイドヘルプ）を行います。

【学習障がい】（LD）（Learning Disabilities 或いは Learning Disorders の略語）

学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。

学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されますが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

【QOL（クオリティオブライフ）】（quality of life）

生活の質。生命の質。人びとの生活を物質的な面だけから量的にとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。医療や福祉の分野による援助もこのQOLを高めるという視点が重要視されます。

【グループホーム】

地域社会の中にある住宅において、数人の障がい者が一定の経済的負担を負って共同で生活する形態であって、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により日常的な生活援助が行われるものです。

【ケアマネジメント】

援助を必要としている人の社会生活上のニーズを充足させるために、その要援護者と適切な社会資源とを結び続ける手続き全般を指します。

【言語聴覚士】（Speech Therapist；S T）

言語障がい者が話せるようになるために、その治療や訓練を行う専門職。言語障がいの診断・治療・予防といった医学的知識や、発語訓練への習熟、他職種とのチームワークについてなど幅広い知識が必要です。国家資格で法律により業務が定められています。

【権利擁護（アドボカシー）】（advocacy）

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことです。

【高機能自閉症】

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

【高次脳機能障がい】

病気や事故などの種々の原因で脳が損傷されたために、脳の処理能力が衰え、思考・記憶・行為・言語などの障がいや人格の変化、意欲の低下などの症状を伴い、正常な社会生活を営むことが困難な状態。

＜さ行＞

【作業療法士】（Occupational Therapist；OT）

身体や精神に障がいのある人に対し、手芸、工作その他の作業を行わせることにより、応用的動作能力や社会的適応能力等を回復させる作業療法を専門技術とすることを認められた医学的リハビリテーションの技術者。法律により資格や業務が定められ、医師の指示に従います。

【社会資源】

社会ニーズを充足するために活用される、地域の施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能などをあわせた総称。

【手段的日常生活動作】（Instrumental Activities of Daily Living；IADL）

自立した社会生活を可能にする手段としての動作。炊事、掃除、洗濯、買い物などの家事動作や電話の使用、遠方への外出、金銭管理、服薬管理などがあり、ADLよりも広い生活圏での応用的な生活動作をいいます。

【障害者週間】

障害者基本法により、12月9日が「障害者の日」と規定されてきました。これは、国連が昭和50年に「障害者の権利宣言」を採択した日です。また、12月3日は「国際障害者デー」であるとともに、日本が障害者基本法を公布した日です。

しかし、平成16年の障害者基本法の改正により障害者週間の規定に改められました。障害者週間は12月3日から12月9日までの1週間とし、障がい者の自立と社会参加への意欲を高め、同時に国民の障がい者に対する理解を深めるための運動を展開することにしています。

【職場適用援助者（ジョブコーチ）】（job coach）

知的障がい者、精神障がい者等を中心とした就職及び職場適応に課題を有する障がい者の雇用促進及び職業生活の安定を図るために、就職前のもとより、就職後においても個々の障がい特性を踏まえて、職場等においてきめ細かな就労の支援をする人のこと。

【新バリアフリー法】

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年6月21日公布）。新バリアフリー法は、鉄道駅やバスターミナルなどの公共交通機関を対象とする「交通バリアフリー法」と、デパートや旅客施設などのバリアフリー化をめざす「ハートビル法」を統合し、高齢者や障がい者が移動しやすいまちづくりを一体的に進めることを目的に制定された法律。これまで駅やビルなど、いわば「点」としてのバリアフリー化が進められてきましたが、今後は地域一帯を「面」としてとらえ、バリアフリー化を進めることとなります。

【ストマ】

なんらかの要因によって、肛門を切除したり、膀胱を摘出する治療を行った場合に、その代わりとなる便や尿の出口(排泄口)をつくる必要があります。その新しくお腹にできた便や尿の出口(排泄口)のこと。ストマには、便を排泄する消化管ストマと尿を排泄する尿路ストマがあります。

【精神保健福祉士】(Psychiatric Social Worker ; P SW)

精神保健福祉法に規定された国家資格。精神障がい者の保健や福祉に関する専門的知識・技術をもって、精神病院・その他の医療施設において精神障がいの医療を受けている人、又は精神障がい者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用して人の社会復帰に関する相談に応じ、助言・指導や日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行います。

【成年後見制度】

判断能力が不十分な成年者（痴呆性高齢者・知的障がい者・精神障がい者など）を保護・支援するため、代理人などを選任し、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を代理人らが後見する民法上の制度。家庭裁判所が事案に応じて適切な保護者（成年後見人、保佐人、補助人）を選ぶ法定後見制度と、本人が前もって代理人（任意後見人）を選び、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上監護などについての代理権を与える任意後見制度があります。

<た行>

【短期入所（ショートステイ）】

介護者が在宅の障がい者を一時的に介護できなくなった場合に、その障がい者を障害者支援施設などに預かり、介護するサービス。

「障害者自立支援法」に基づく障がい福祉サービスの介護給付の一つ。

【注意欠陥／多動性障がい】(ADHD) (Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

また、7歳前に現れ、その状態が継続し、中枢神経になんらかの要因による機能不全があると推定されます。

【特別支援教育】

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものです。

【道民福祉の日（10月23日）】

道民一人ひとりが福祉について考え、ボランティアなど福祉活動に自ら参加するきっかけとなるよう、制定検討委員会の選考を経て平成10年6月に決定。なお、10月23日は「北海道福祉のまちづくり条例」が公布された日。

＜な行＞

【日常生活動作】（Activities of Daily Living；ADL）

毎日の生活を送るための基本動作群のことで、①身の回り動作（食事、更衣、整容、トイレ、入浴）、②移動動作、③その他の生活関連動作（家事、交通機関の利用等）があり、通常は①と②を指します。日常生活動作の自立はリハビリテーション医学の治療目標の一つ。

【ノーマライゼーション】（normalization）

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそ正常（ノーマル）な社会であるという考え方。

＜は行＞

【バリアフリー】（barrier-free）

障がい者が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除くという意味で、もとは段差等の物理的障壁を取り除くという意味の建築用語。より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の取り除くという意味でも用いられます。

【ピアカウンセリング】（peer counseling）

同じ障がいをもつ者がカウンセラーとして相談にのったり、様々な自立支援を行うこと。ピア（peer）は「仲間」という意味。

【福祉ホーム】

ある程度の自活能力があって、家庭環境や住宅事情のため家族との同居や住居の確保がむずかしい障がい者に対し、低料金で居室や設備を提供する施設です。日常生活に必要な便宜を図り、障がい者が自立した生活を営むことができることを目的としています。

自立支援法では、地域生活支援事業の福祉ホーム事業に位置づけられます。

【法定雇用率】

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に、民間企業、国、地方公共団体は、一定の雇用率に相当する数以上の身体障がい者または知的障がい者を雇用しなければならないと定められており、その雇用率を法定雇用率といえます。

一般の民間企業は1.8%、国・地方公共団体・特殊法人は2.1%となっています。

平成17年の同法改正により、平成18年度から、身体障がい者、知的障がい者に加えて、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳保持者）も各企業の雇用率の算定対象となりました。

【ホームヘルプサービス(居宅介護)】

ホームヘルパー(訪問介護員)が、日常生活に支障のある障がい者(児)等の家庭を訪問し、入浴等の介護、家事等の必要な便宜を提供することにより、障がい者の自立と社会参加を促進するサービス。

【ボランティア】(volunteer)

個人が自発的に決意・選択し、人間のもっている潜在的能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動。自発性(自立性)・無償性(非営利性)・公共性(公益性)・先駆性(開発性)を特徴とします。ただし、非営利的有償サービスへの参加なども含められるようになり、より多義的なものとなっています。

【ボランティアセンター】

ボランティア活動の地域における拠点として、市町村の社会福祉協議会等に設置されたセンター。

ボランティアセンターでは、①ボランティア活動の相談、登録、あっせん、②ボランティア活動に関する調査研究、情報提供、啓発、③ボランティアの研修、機材の貸与などを行い、総合的にボランティア活動を促進しています。

<や行>

【ユニバーサルデザイン】(universal design)

ユニバーサルとは英語で「普遍的な、全ての」という意味です。ユニバーサルデザインとは、製品、建物、環境等を障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようはじめから考えてデザインするという考え方です。欧州ではデザインフォーオール（みんなのためのデザイン）と呼ばれています。

【要約筆記通訳者】

言語・聴覚障がい者のコミュニケーション手段の一つである筆記を用いて通訳を行う者。

<ら行>

【ライフスタイル】(life style)

従来、生活様式と呼ばれてきましたが、衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶりを指します。

【ライフステージ】(life stage)

乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期など、人が生まれてから死にいたるまでの様々な過程における生活史上の各段階。

【理学療法士】(Physical Therapist ; P T)

治療体操・マッサージ・電気刺激などの理学療法を行う、医学的リハビリテーションの技術者。法律により資格や業務が定められ、医師の指示に従います。

【リハビリテーション】(rehabilitation)

障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージの全ての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と社会参加をめざすとの考え方。

【レスパイト・ケア(休養サービス)】(respite care)

レスパイトサービスともいう。介護者の一時的休息援助。介護を必要とする高齢者や障がい者を、一時的に預かって、家族の負担を軽くする援助サービス。

(2) 委員会名簿

喜茂別町自立支援協議会委員(五十音順、敬称略)

所 属	役 職 等	氏 名	摘 要
後志さぼーとネット きらら	地域づくりコーディネーター	安藤 敏浩	
喜茂別町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	石川 三千穂	
喜茂別町民生委員児童委員協議会	副会長	表谷 京子	
愛和の里きもべつ	サービス支援課長	佐藤 徳	
社会福祉協議会	局長	田嶋 洋二	
喜茂別町知的障害者相談員		中野 忠義	
喜茂別町身体障害者相談員		林 英樹	
ボランティアしらかば会	会長	山本 冷子	
愛和の里きもべつ保護者会		吉田 繁夫	

住民課	課長	小野 公寿	事務局
住民課社会福祉係	係長	森脇 幸恵	事務局
住民課社会福祉係	係	酒井 美香	事務局

(3) 計画策定経過

実施年月日	内 容	
平成 23 年 6 月 1 日	事務局会議(第 1 回)	<ul style="list-style-type: none"> 策定内容 策定方法
平成 23 年 7 月 29 日	事務局会議(第 2 回)	<ul style="list-style-type: none"> 策定方法の決定
平成 24 年 2 月 6 日～17 日	庁内ヒアリングの実施	
平成 24 年 3 月 12 日～19 日	パブリックコメントの実施	
平成 24 年 3 月 16 日	喜茂別町自立支援協議会開催	
平成 24 年 3 月 21 日	事務局会議(第 3 回)	<ul style="list-style-type: none"> 最終案作成審議